



学和田市教育委員会

はじめに

岸和田城庭園 (八陣の庭) が作庭されて70年になります。この庭園は、先の大戦後、児童公園を設置する計画がだされた岸和田城跡をまもるため、市長が、当時の代表的な作庭家である重森三玲氏に設計施工を依頼し"高度に傑出した名庭園"を造ることにより城跡を永遠に保護する目的がありました。この庭園の存在が、岸和田城400年の歴史に現代までの連続性をもたらし、その歴史的重層性がこれまでとこれからの岸和田城と庭園の価値となるのです。

庭園は名勝指定後、『岸和田城庭園(八陣の庭)保存活用計画』が策定されています。その策定過程で、庭園の枢要な構成要素である石組を構成する景石の劣化が進んでいることがわかりました。そのような状況下、八陣の庭を"永遠に"保存し、後世に確実に引き継ぐための補修等に取り組んできました。

このように八陣の庭を補修し、作庭意図を含め調査研究をすすめる過程において、景石、庭園だけではなく天守閣、城跡を含めて整備検討することが、庭園を維持管理する中でも重要であることがわかり、この岸和田城庭園(八陣の庭)の整備計画をまとめることとなりました。本整備計画の主旨は、ハード的なものを新たに加える整備は少なく、むしろ減らしていく計画です。それは作庭後70年を経て、徐々に変容した庭園を、重森三玲の意図した世界観へと戻すための計画であるためです。

こうした文化遺産をよりよい形で後世に引き継ぐことは、現代に生きる者の 責務です。文化財の継承は、地域の核となり、観光や岸和田の周知に必須なも のです。

文末になりましたが、本整備計画の策定をすすめるにあたり、整備計画策定 委員の先生方、文化庁や大阪府、本市関係各課には、様々なご支援・ご指導・ ご尽力をいただきました。ここに深く感謝を申し上げ、ごあいさつとさせてい ただきます。

令和 6 年 3 月

岸和田市教育委員会 教育長 大下達哉

- 1. 本書は、岸和田市教育委員会が令和3年度より令和4年度にかけて、国庫補助を うけて策定をすすめた、岸和田城庭園(八陣の庭)の整備計画である。
- 2. 本書を策定するにあたり、岸和田城庭園(八陣の庭)整備計画策定委員会を設置 し、その指導、助言に基づき策定した。また都度、文化庁文化財第二課、大阪府教 育庁文化財保護課の指導を受けて策定をすすめた。
- 3. 本書の執筆は、岸和田市教育委員会生涯学習部郷土文化課 山岡邦章が行った。また、株式会社イビソクが業務受託者として本書の作成支援を行った。
- 4. 整備計画策定では委員会委員をはじめ、関係者各位には多大なるご協力を賜った。 ここに記して深謝の意を表する(敬称略 五十音順)。

井藤徹 重森千靑 重森三明 中井均 西川禎亮 西川佐奈子 前中久行 福原成雄

文化庁文化財第二課 大阪府教育庁文化財保護課 岸和田市都市計画課 岸和田市水とみどり課 岸和田市観光課 岸和田市観光振興協会 岸和田市シルバー人材センター 中村石材工業株式会社

- 5. 本書の編集、作成は郷土文化課 山岡邦章が行い、田中幸博、西村久美子が補佐した。
- 6. 本書掲載の写真図版等は山岡邦章並びに株式会社イビソクが撮影した。
- 7. 本書掲載の図に示す方位は座標北を示す。

凡 例

- ○本書では築城当初建てられたものを「天守」、昭和時代に建てられたものを「天守閣」と表記する。天守閣とは明治時代以降の造語であり、江戸時代のものは天守であるため、区別のためにわけて表記する。なお現在の天守は岸和田城条例によりその名称を「天守閣」としているため、天守閣と呼称する。
- ○本書では内堀内の補強石垣に関し、平坦面を「大走り」、構成する石垣を「水ハバキ 石垣」と呼称する。ハバキとは建物の壁などの下部にめぐる「巾木/幅木」を指し、 帯状にめぐる石垣をハバキとして見立てる表現である。
- ○本書では、名勝八陣の庭を含む文化財としての岸和田城跡を「岸和田城跡」、大阪府 指定史跡岸和田城跡を「府史跡岸和田城跡」、城として機能していた江戸時代までの 岸和田城を「岸和田城」として表記した。

岸和田城庭園 (八陣の庭) 整備計画 目次

はじめに 例言

第	1章	整	備計	画	策	包	り糸	圣結	まと	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1.	整	備計	画	策	包	り糸	圣結	È •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2.	整	備計	画	0	目白	勺等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	保存	活	用記	十厘	重に	こ明	確	に	準	拠	し	た	観	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2		保存																											•	2
	(3		大綱																											•	3
	3.		備計																											•	
	4.		備計																												4
	(1		岸和																												_
	(2		審議																											•	
	(2	,	田市及	4	ν <i>)</i> //:	工儿	111	r	1 1																						7
笙	2章	計	画 拙	(名目	卷)	0	つ我	北		•						•	•	•	•	•	•	•	•			•				6
7/1	1.		市の																												6
			位置																												6
	(2		気候																												6
	2.		定地																												6
	3.		走地																												7
		/ /^	人口	11.	짜	リング	でき	7 <u>.</u>																							
			交通																												
	(3		観光																												
									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	(4)	文化	火力	•	•			٠	٠	٠	•	٠	٠	٠	•	•	٠	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	0
笙	3章	計	wh imi	\mathcal{O}	柳耳	更力	3]	F 71	が現	比	٠ إ	課	語	•			•	•	•	•			•	•			•			•	12
/17	1.		陣の																	•											12
	(1)	作庭	に	至之	ろ糸	之 又紅	盘 •	•		•						•	•													12
	(2)		名勝																												13
	(3		名勝																												13
			作庭																												15
			和田																												
	۷. (1		大阪																												
	`		都市																												
	(2)		大阪																												
	(3													-	-																
	3.		連諸																												
	(1		岸和																												
	(2		関連																											•	
	(3		関連																											•	
	4.		勝の									- ,			• —															•	
	(1		名勝																										•	•	22
	(2)	名勝					至原	<u>ŧ</u> ((八	陣															価	値				
			の把					•	•	•	•							•								•	•	•		•	
	(3		名勝																												
	(4)	名勝	岸	和日	日均	成反	主康	(八	.陣	\mathcal{O}	庭)	لح	岸	和	田	城	跡	0)	構	成	要	素	•	•	•	•	•	24

	5.		現:	状と	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(1)		A地	1区	0)	諸	要	素	に	つ	い	て	0)	現	状	と	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(:	2)		B地	1区	0)	諸	要	素	に	つ	V	て	0)	現	状	لح	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	(:	3)	Í	範囲	外	0)	諸	要	素	に	つ	V	て	0)	現	状	لح	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	6.			題の										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	(1)		A地	1区	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
	(:	2)		B地	2区	•	地	区	外	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
第	4 1	章	基	本力	針		•	•		•			•	•	•	•	•	•		•		•				•	•	•	•			•	46
	1.		保	存管	理	0	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
	2.		活	用の	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
	3.		整	備の	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
	4.		管.	理 ·	運	営	体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
第	5 1	章	整	備計	·画	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•	•	•		•	47
	1.		全	体計	画	及	び	地	区	別	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
	(1)		全体																											•	•	47
	(:	2)		地区	別	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
	2.		構	成要	素	0)	保	存	•	修	復	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	(1)	J	庭園	(I)	保	存	修	復	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	(:	2)	3	建造	物	0)	保	存	•	修	復	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	50
	(:	3)	,	石垣	$\mathbf{i}_{\mathcal{O}}$	保	存	• /	修	復	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
	(4	4)		地下	遺	構	•	露	出	遺	構	0)	保	存	•	修	復	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
	3.		修:	景に	.関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
	(1)	7	植栽	記	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
	(:	2)		工作																											•	•	61
	4.		動	線計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
	(1)		A圳	1区	0)	動	線	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
	(:	2)		B地																													64
	(:	3)	,	バリ	ア	フ	IJ		計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
	5.			開活																													
			3	主た 開活	る	機	能	別	に	ょ	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	67
	6.		公	開活	用	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
	7.		周:	辺地	1域	0	環	境	保	全	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
			J	割辺	地	域	に	お	け	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	74
	8.		地:	域全	体	に	お	け	る	関	連	文	化	財	等	と	0)	有	機	的	な	整	備	活	用	に	関	す	る	計	画	•	75
			;	泉州	•	岸	和	田	0)	庭	袁	文	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	75
	9.		管.	泉州 理・	運	営	に	関	す	る	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
	10.		整	一備事 優先	業	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79
	(]	1)	1	憂先	順	位	に	基	づ	<	事	業	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79

巻末 完成予想図 近景・遠景

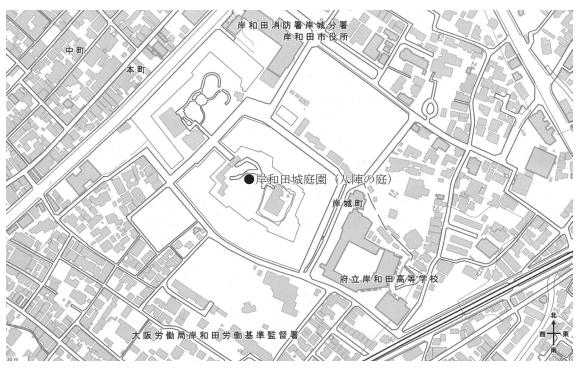
第1章 整備計画策定の経緯と目的

1. 整備計画策定の経緯

名勝岸和田城庭園(八陣の庭)(以下、本文中では「八陣の庭」という)は、昭和28 (1953)年に現代庭園作庭の第一人者で独創的な庭園を数多く残した重森三玲が設計、施工監理した現代的枯山水庭園である。岸和田城という近世城郭跡と現代庭園が組み合わされるといった非常に珍しい庭園で、翌、昭和29 (1954)年に再建された岸和田城跡天守閣ならびに城跡上空からの眺望を意識した設計となっている。

重森が作庭したこの八陣の庭は、庭が持つ芸術上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値が評価され、平成 26 (2014) 年 10 月 6 日付けで国の名勝に指定された。

八陣の庭が所在する岸和田城跡は¹、築城以降さまざまな歴史的経緯を経て現在に至っており、特に昭和5 (1930) 年には、当時の岸和田市が本丸と二の丸を含む一帯が岸和田市公園「千亀利公園」として整備され、さらに昭和 18(1943)年には、当時の大阪府が石垣と堀などの遺構がほぼ旧状を残していることを評価し、大阪府史跡に指定するなどしている。このように戦前から岸和田城跡は、文化財的価値を有する市民の憩いの場として位置づけられてきた。



[図1-1] 岸和田城庭園 (八陣の庭) 位置図 (scale:約1/10000)

本市は、八陣の庭が名勝に指定されたことを受けて、平成29 (2017)年 に八陣の庭が有する価値を次代に適切に保存・継承するため、八陣の庭の保存・活用の基本方針を府史跡岸和田城跡周辺の文化財ならびに千亀利公園と総合的に検討した『名勝岸和田城庭園(八陣の庭)保存活用計画』(以下『保存活用計画』という)を策定した。

さらに平成30(2018)年には、八陣の庭を構成する景石群の補修等の基本方針である

¹ 本計画では、名勝八陣の庭を含む文化財としての岸和田城跡を「岸和田城跡」、大阪府指定史跡岸和田城跡を「府史跡岸和田城跡」、城として機能していた江戸時代までの岸和田城を「岸和田城」として分けて表記する。

『岸和田城庭園 (八陣の庭) 景石補修計画書』(以下『景石補修計画』という) を策定 し、八陣の庭の保存等に取り組んできた。

こうした取り組みの一方で、八陣の庭は作庭後 70 年近くが経過し、構成要素が経年 劣化していること、八陣の庭の周囲の植栽が成長し、八陣の庭が有する価値を損ねて いること等から、早急に全体的な整備等を検討する必要が生じてきた。また、八陣の 庭の整備にあたっては、八陣の庭が所在する府史跡岸和田城跡内の諸建築物や千亀利 公園と調和のとれた整備を検討等していく必要があり、庁内関係部課との連携を再検 討する必要があることから、先に策定した保存活用計画に続き、八陣の庭をとりまく 諸環境の整備を総合的に検討する『岸和田城庭園(八陣の庭)整備計画』(以下『本計 画』という)を今回、策定するものである。

2. 整備計画の目的等

目的設定に先だち、八陣の庭と岸和田城跡の関係性を再整理することが必要である。 本項では整備計画の目的を以下の通り定める。

- ○八陣の庭の本質的価値を確実に保存し、次世代へ継承するための、整備の在り方 を明らかにする。
- ○八陣の庭と岸和田城跡の一体としての整備を進め、周辺の文化財とも連携を図っていくことで、地域の歴史文化遺産の活用とも繋げていく。

上記計画目的は、以下の3つの観点から導き出したものである。

(1) 保存活用計画に明確に準拠した観点

本計画は、保存活用計画第4章の1および2で示した八陣の庭と岸和田城跡が「本質的価値を構成する枢要の諸要素」として不可分であるという観点に基づくとともに、保存活用計画の図7-1のAで示す八陣の庭ならびに庭が所在する岸和田城跡の本丸自体を、名勝の本質的価値およびそれを構成する枢要の諸要素等の主たる要素とする。

(2) 保存活用計画に示唆された観点

本計画では、八陣の庭や岸和田城跡の本丸に加えて本丸の堀や堀端を計画対象とするが、これは保存活用計画に示す「庭園と不可分の関係にある城跡であるからこそ一体での整備対象とすべき」の観点ならびに保存活用計画第4章の2で述べた「八陣の庭と城跡が歴史的に断絶したものではなく連続性を有するもの」という観点に基づくもので、おおむね保存活用計画の図7-1のBで示す現在の府史跡岸和田城跡の範囲と合致する。

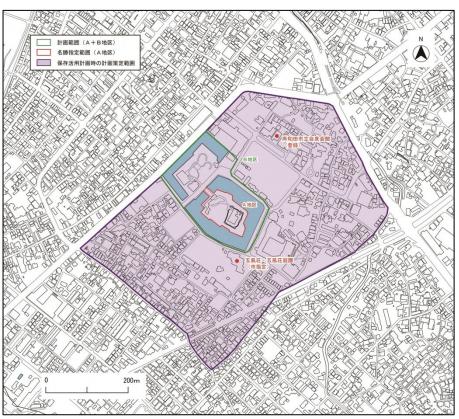
(3) 大綱等で提示された面的な保存活用という観点

本計画では、都市公園と接続された地域の住民の憩いの場としての二の丸といった 位置づけも重要視している。このことは大阪府文化財保存活用大綱にうたう「文化財 を面的に保存するための施策」という観点に基づいたものであり、庭園単体ではなく、 その基盤としての城跡を複合的に保護することで、効果的かつ全体的な保全が期待で きるからである。

3. 整備計画の範囲

本計画に関しては、八陣の庭の指定地を含む府指定史跡岸和田城跡の範囲をおおむねの対象とする(図1-2)。この範囲は前項で示した観点に基づき、計画の目的を達成するために必要と考えられる範囲である。また、保存活用計画の第7章1には「近世城郭といった特異な立地にある現代庭園として地域にとっての歴史的意義も大きく、さらに、城と一体化した保存が重要である」とある。前項「目的」で示した通り、八陣の庭と岸和田城跡は不可分の要素であり、本計画の範囲は、八陣の庭と府史跡岸和田城跡の指定範囲を一体化して設定する。

同範囲は保存活用計画の図 7-1 で示したAとBを併せた範囲に相当する。A地区は名勝の指定範囲を示し、B地区は府史跡岸和田城跡と同範囲である。



[図1-2] 計画範囲図 (scale:約1/5000)

なお、前項で提示した「大綱等で提示された面的な保存活用という観点」を踏まえると、文化財を面的に保存するための施策を周辺の文化財に広げ、名勝/府史跡と連携した諸活動を持続的に進める必要がある。

また地域の活性化につなげていく目的で、市町村が今後策定する文化財保存活用地域計画や歴史的風致維持向上計画などを念頭に、本計画を作成した。

4. 整備計画策定委員会の設置

本計画は、岸和田市教育委員会生涯学習部郷土文化課を事務局とする。なお、計画の検討・審議は、岸和田市文化財保護審議会規則第2条2に基づき、学識経験者からなる「岸和田城庭園(八陣の庭)整備計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という)を設置して行った。

策定委員会では、都市公園を所管する水とみどり課、岸和田城天守閣を管理する観光課から意見等を求めるとともに、適宜、関係課会議による庁内意見調整等を図った。 さらに本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課ならびに大阪府教育庁文化財保護課の指導助言を得た。

(1) 岸和田城庭園 (八陣の庭) 整備計画策定委員会の組織

任期 令和3年6月1日~計画策定終了まで(敬称略:順不同)

井藤	徹	考古	岸和田市文化財保護審議会会長 日本民家集落博物館館長
中井	均	考古・城郭	滋賀県立大学名誉教授
前中	から からき 久行	植物・植生	NPO法人 みどりの地球ネットワーク代表
福原	成雄	庭園	大阪芸術大学大学院客員教授

○アドバイザー

文化庁文化財第二課

大阪府教育庁文化財保護課

○事務局

岸和田市教育委員会生涯学習部郷土文化課

○庁内関係部署

岸和田市建設部水とみどり課・魅力創造部観光課

(2) 審議等の経過・内容

○岸和田城庭園 (八陣の庭) 整備計画策定委員会

第1回	令和3年10月20日	岸和田城庭園(八陣の庭)の現状の確認・現在までの経緯の確認
第2回	令和3年12月24日	前回委員会の課題、現状と課題の整理、計画の方針
第3回	令和4年2月16日	整備内容の検討・方策の設定、全体の最終確認、4章の定義付けの最 終的確認
第4回	令和4年11月25日	整備内容の検討・方策の設定、5章の方針・方法の検討・パース素案 図確認
第5回	令和4年12月21日	樹木等構成要素取扱の現地調査
第6回	令和5年2月28日	整備内容全章検討、パース図素案確認

○岸和田城庭園(八陣の庭)整備計画作成に伴う 関係課会議

	令和3年5月25日	関係各課「岸和田城庭園(八陣の庭)整備計画の作成における関連事 業アンケート」実施
第1回	令和3年10月25日	整備計画の作成と関係課の位置づけについて
第2回	令和4年1月17日	3年度整備計画策定委員会の経過報告・4年度の検討内容予定
第3回	令和4年4月21日	岸和田城庭園(八陣の庭)の整備・活用について
第4回	令和5年10月3日	事業計画について 各課の事業分担について

- 〇岸和田市文化財保護審議会規則 平成 25 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号 (趣旨)
- 第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号)第4条の規定に基づき、岸和田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員は、文化財に関して識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱した者 をもって充てる。
- 2 特別の事項を調査審議するために必要あるときは、審議会に臨時委員を置くもの とする。

(任期)

- 第3条 委員(臨時委員を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、特別の事項に係る調査審議が終了するまでの間在任する。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員(臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員(臨時委員を含む。)の過半数で決し、可否同数の ときは議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は、生涯学習部郷土文化課に置く。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、教育長が会議を招集する。

附 則(平成28年7月28日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第2章 計画地(名勝)の現状

1. 本市の自然的環境

(1) 位置・地勢

本市は、大阪府の南西部に位置し、市面積 72.72 km、南北約 17.3km、東西約 7.5km と南北に細長い形状を呈する。そして、市の北西側は大阪湾に面し、北東側は忠岡町および和泉市、南西側は貝塚市と接し、南東側は和泉山脈の稜線を境として和歌山県紀の川市およびかつらぎ町と接している。

本市の地勢は、大きく山地、丘陵、平地に分かれ、山地から海岸部まで段丘状的な地形となっているが、このうち大阪府と和歌山県境を成す和泉山脈は、東部で標高900m前後、西部で標高100m前後、市内の和泉葛城山の標高は858mを測り、和歌山県側の急な傾斜面とは対照的に大阪府側は緩やかな傾斜となっている。また、和泉山脈の北西側には、古くから信仰の対象となった前山である標高296mの神光道が位置する。次に本市の主要河川は、東から牛滝川、春木川、津田川があり、牛滝川と津田川は和泉葛城山を、春木川は神於山を源にしている。各河川活動により山地や丘陵の開析が進み、流域には樹枝状谷が発達しており、岸和田城跡も古城川と呼ばれる小河川の樹枝状谷のひとつである開析谷左岸の微高地上に位置する。

(2) 気候

本市は瀬戸内式気候に属し、年平均降水量もおよそ 1,300 mmと少なく²、さらに中小河川しかなく水利の便が悪い環境から、古くより丘陵や台地及び河岸段丘に形成された樹枝状谷に数多くのため池が構築されてきた。中でも春木川が開析した谷を堰き止めて築造された久米苗池は、僧行基が 14年の歳月をかけて築造したとされる灌漑用ため池で、府史跡・名勝に指定されている。また、広さ約 45.6ha、周囲約 2,650m、最大貯水量 157万 t を測る大阪府内最大の面積を有する本池は、平成 22 (2010) 年には農林水産省の「ため池百選」に選定されるとともに平成 27 (2015) 年に国際かんがい排水委員会 (ICID) による、世界かんがい施設遺産に登録されるなどしている³。

2. 指定地周辺の歴史的環境

八陣の庭は、岸和田城跡に所在し、天守台が築かれた本丸の北側部分に位置している。岸和田城がいつ現在の位置に築かれたかは正確にはわからないが、14 世紀後半頃には前身となる城砦あるいは土居が付近に存在したと考えられる。

現在の本丸・天守台は、大阪湾に沿って形成された標高9m前後を測る海岸段丘上に およそ4mの盛土を施し築造、その前縁の一段下がった海側に二の丸を配置している。

岸和田城は、戦国時代に守護代松浦氏らが和泉国の中心城郭として整備し、永禄元(1558)年頃、三好一族の十河一存も入城した後、天正 13(1585)年に、羽柴秀吉が根来寺、紀州勢力との戦いに際して当城を拠点としその重臣中村一氏を城主とした。この頃に「天主」という表現が中村一氏感状にみられることからも、天正期の岸和田城には、なんらかの天守構造物があった可能性が高いとみられ、織豊期城郭としての形を整えつつある時期ととらえてよいだろう。このように文献史料に「岸和田城」の名が認められるのは 16世紀半ば以降のことである。

3 久米田池については、岸和田市ホームページ「久米田池(くめだいけ)説明板」を参考にした

^{2 2021} 年 12 月時点 岸和田市近隣のアメダス 3 地点の過去 10 ヵ年平均数値

近世城郭としての岸和田城は、天正 13 (1585) 年に小出秀政が城主として入城後、順次整備されたと考えられている。五層の天守が慶長 2 (1597) 年に完成した後、慶長 7 (1602) 年頃から城下町を北東から南西に貫く紀州街道が整備される。小出氏 3 代の後、元和 5 (1619) 年に松平康重が丹波国篠山より城主として入城し、城下の臨海部に防潮石垣を築くなど、城下町が形成された。

その後、寛永 17 (1640) 年に岡部宣勝が摂津国高槻より6万石で入封し、岡部氏が明治維新まで十三代続く。文政 10 (1827) 年には落雷により天守が焼失、その後、藩政中に再建されることはなかった。明治時代初め、全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方、いわゆる「廃城令」に基づき、伏見櫓、二の丸御殿、その他櫓、城門などの岸和田城に関する建物はことごとく取り払われ、城内に江戸時代から現存する建物はない。

3. 本市の社会的環境

(1)人口・世帯

本市の人口は、191,021 人、世帯数は 88,620 世帯(令和5 (2023) 年 12 月1日現在)で、人口は平成14 (2002) 年の201,500人を最大として、減少傾向である。

国勢調査によると0歳から14歳までの年少人口は、平成27(2015)年には13.8%であったが、令和2(2020)年には、12.6%となっている。また、65歳以上人口の割合は平成27(2015)年に25.8%で、令和2(2020)年には、27.8%となり少子高齢化が進行している。

(2)交通

市内には、鉄道がJR阪和線と南海 本線が北東から南西方向に走ってお り、幹線道路も鉄道に並行する形で国 道 26 号(第二阪和国道)がある。

市域の中央部に北東から南西に阪和 自動車道路、海岸部においても同様に 阪神高速4号湾岸線が走っている。

八陣の庭へは、車では阪神高速4号湾岸線岸和田南ICより約10分、鉄路では最寄り駅の南海電気鉄道蛸地蔵駅から徒歩10分程度、南海本線岸和田駅からでも徒歩15分程度の好アクセス環境下にある。

[図2-1] 岸和田市内主要交通図

(3) 観光

本市は岸和田城跡を中心として、自然と伝統に恵まれた城下町として発展してきた。 そのため、市内には数多くの文化財が存在する。また岸和田の代名詞ともいえるだん じり祭など観光資源も多く存在する。

本市を訪れる観光客数は、八陣の庭が名勝指定された平成26 (2014) 年度は約96万9千人であったが、以降ゆるやかに減少し、平成30 (2018) 年度には65万2千人となる。直近のデータではやや増加し、令和元(2019) 年度には約73万4千人だったが、令和2年度には約15万4千人と大幅の減が生じている。これは新型コロナウイルス感

染症のために主要施設への来客減があったためと、例年約 40 数万人の来客数があるだんじり祭りが曳行自粛となったことが大きく影響している。

なお八陣の庭への来場者を示す数値としては、本市の岸和田城跡周辺への来訪者が該当し、年間約4万人前後の観光客数で定着しているが、令和2 (2020) 年度は約2万5千人と、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ていた。しかし感染症が落ち着いてきた令和4年度には総じて回復傾向に移行している。

本市の主要な施設やイベントの来訪者数は以下に示す。

〔表2-1〕主要施設の観光客数(延べ人数)(概数)【観光課提供】

(単位:千人)

		28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
年間の観光入辺	<u>L</u> 客数	882	764	652	734	154	149	397
主要観	光施設の観光入込客数	458	422	341	244	154	147	227
	岸和田城(郷土資料館)	38	42	39	44	25	25	46
	だんじり会館	32	34	33	33	12	11	27
	五風荘	104	99	74	31	16	23	33
	四季まつり(旧森やかの郷)	180	157	128	47	53	50	48
	観光案内所	5	5	5	7	4	4	11
	観光交流センター	84	71	50	64	36	26	48
	まちづくりの館	15	14	13	17	7	8	14
主要イ	ベントの入込客数	419	337	308	490		2	170
	だんじり祭	389	307	278	460	1	ı	164
	お城まつり	30	30	30	30	ı	2	6
	もみじまつり				·		·	3
その他	1	5	5	3	·		·	

(4) 文化財

市内には、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が約200か所存在し、海浜部から840m余りの標高に位置する葛城山頂遺跡までと市域全域に分布している。遺跡の時代や種類も非常に豊富で、旧石器の散布地、縄文時代から中世にいたる各時代の集落、古墳、古代・中世寺院、中世・近世城郭、街道と多岐にわたっている。また、近代においては、地方財閥である寺田財閥の関連する企業が数多く存在し、都市への発展に大きく貢献した。さらに、第二次世界大戦時に大規模な空襲を受けなかったことから、近代の建築物が比較的多く存在する。

八陣の庭周辺、岸和田城跡周辺における歴史的建造物としては、岸和田城跡本丸の南側にある五風荘がある。五風荘の場所は、江戸後期に岸和田城主岡部氏の新御茶屋敷であった。その後、昭和2 (1927) 年に明治~昭和にかけて新進の財閥として名をなした寺田家の所有となり、昭和4 (1929) 年から 10 年の歳月をかけて回遊式の日本庭園と邸宅・茶室などが造られている。

五風荘は昭和初期を代表する和風の名建築であるが、近世以来の伝統に近代の新しい技術を導入した間取りや構造が充実しており、近代和風建築の手本としても貴重な建物である。また庭園、中でも茶室などは、武者小路千家の木津宗詮(津斎)の設計であり、五風荘自体が泉州の茶道文化の中心的施設であった。平成4(1992)年に保存を目的として岸和田市が取得し、翌5(1993)年から市民に開放された。平成10(1998)年に登録有形文化財とされたが、平成20(2008)年には市指定文化財となり、

現在は指定管理者によって維持・管理などが行われ、飲食店として市民だけでなく本 市を訪れた観光客に利用されている。

また、岸和田城跡本丸の北に位置する自泉会館は、岸和田紡績株式会社 (明治 25 (1892) 年設立) 社長寺田甚吉が、創始者である父寺田甚与茂の偉業を記念して昭和7 (1932) 年に「自泉館」として建てたものである。設計、監理は渡辺節で、スパニッシュ様式を取り入れた建築である。もとは岸和田紡績株式会社の社交場として利用されていたが、昭和18 (1943) 年に市に寄贈された。昭和43 (1968) 年増築工事をし、昭和57 (1982) 年復元工事を経て、現在の様相に至る。建物は登録有形文化財となっている。また指定管理者によって管理・運営され、ギャラリー、コンサートなど、文化・芸術活動の場として積極的に活用されている。

また令和4 (2022) 年には、大正 14 (1925) 年に開設された南海本線蛸地蔵駅西駅舎が国登録有形文化財になり、同時に杉江能楽堂、本町の吉野家住宅が登録有形文化財になるなど、岸和田城跡周辺には近代の建築物も数多く存在している。

現在、本市には国指定文化財 14 件、府指定文化財 14 件、市指定文化財 45 件、登録 有形文化財 7 件の合計 80 件の文化財がある。

国指定文化財「分野」略称 凡例

重文・・・国指定重要文化財

天記・・・国指定天然記念物

史跡・・・国指定史跡

名勝・・・国指定名勝

府指定文化財「分野」略称 凡例

府規名・・・大阪府古文化紀年顕彰規定名勝

府規史名・・大阪府古文化紀年顕彰規定史跡・名勝

府規史・・・大阪府古文化紀年顕彰規定史跡

府有形・・・大阪府指定有形文化財

府天記・・・大阪府指定天然記念物

府無民・・・大阪府指定無形民俗文化財

府無民記・・大阪府指定無形民俗文化財記録選択

府史跡・・・大阪府指定史跡

市指定文化財「分野」略称 凡例

市有形・・・市指定有形文化財

市史跡・・・市指定史跡

市名勝・・・市指定名勝

市天記・・・市指定天然記念物

市無民・・・市指定無形民俗文化財

国登録文化財

登録有形・・国登録有形文化財

〔表2-2〕国指定文化財 (指定日順)

	八田之		名称	指定日
	分野	種類	11.11	11年日
1	重文	書跡	紙本墨書 楠家文書	明治38年4月4日
2	重文	書跡	久米田寺文書(百三十二通)十八巻	明治38年4月4日
3	重文	書跡	紙本墨書 大塔宮令旨	明治38年4月4日
4	重文	書跡	紙本墨書 北畠覚空書状	明治38年4月4日
5	重文	建造物	積川神社本殿 三間社流造正面千鳥破風付檜皮葺	大正3年4月17日
6	天記	天然記念物	和泉葛城山ブナ林	大正12年3月7日
7	重文	工芸品	刀 無銘 伝一文字作	大正 12 年 3 月 28 日
8	重文	建造物	兵主神社本殿 三間社流造正面軒唐破風付檜皮葺	大正13年4月15日
9	重文	絵画	絹本著色 星曼荼羅図	昭和24年2月18日
10	重文	絵画	絹本著色 安東蓮聖像	昭和30年6月22日
11	重文	絵画	絹本著色 仁王経曼荼羅図	昭和30年6月22日
12	史跡	史跡	摩湯山古墳	昭和31年5月15日
13	重文	建造物	大威徳寺多宝塔 三間多宝塔本瓦葺 附棟札2枚	昭和46年6月22日
14	名勝	名勝	岸和田城庭園(八陣の庭)	平成 26 年 10 月 6 日

〔表2-3〕府指定文化財 (指定日順)

	分野	種類	名称	指定日
1	府規名	名勝	牛滝山	昭和13年5月11日
2	府規史名	史跡名勝	久米田池	昭和16年5月16日
3	府規史	史跡	池田王子跡	昭和22年4月9日
4	府有形	建造物	山直神社本殿	昭和 40 年 3 月 30 日
5	府天記	天然記念物	山直大嶋邸のびゃくしん	昭和 45 年 2 月 20 日
6	府有形	工芸品	積川神社扁額	昭和 45 年 12 月 7 日
7	府有形	彫刻	木造 男女神像	昭和 45 年 12 月 7 日
8	府有形	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	昭和 48 年 3 月 30 日
9	府有形	彫刻	木造 不動明王坐像1躯及び光背	昭和 48 年 3 月 30 日
10	府無民	無形民俗文化財	葛城踊り	平成5年11月24日
11	府無民記	記録選択	葛城踊り	平成5年11月24日
12	府史跡	史跡	岸和田城跡	平成6年12月12日
13	府史跡	史跡	久米田寺境内	平成10年2月4日
14	府有形	工芸品	紫糸威伊予札四枚胴具足1具 附鎧櫃2合	平成12年2月8日

〔表2-4〕市指定文化財 (指定日順)

	分野	種類	名称	指定日
1	市有形	工作物	葛城山石宝殿 附玉垣	昭和31年8月
2	市有形	工作物	徳本上人筆名号塔 附玉垣	昭和31年8月
3	市有形	工作物	稲葉町薬師堂跡石造宝篋印塔	昭和31年8月
4	市有形	工作物	久米田寺石造五輪塔 (3基)	昭和31年8月
5	市有形	彫刻	木造聖観音立像	昭和31年8月
6	市有形	彫刻	石造地蔵菩薩立像(正平 17 年在銘)	昭和31年8月
7	市史跡	史跡	岸和田藩薬園跡	昭和31年8月
8	市史跡	史跡	岸和田城堺御門跡	昭和31年8月
9	市史跡	史跡	紀州街道本町一里塚跡	昭和31年8月
10	市史跡	史跡	岸和田城防潮石垣跡	昭和31年8月
11	市史跡	史跡	岸和田藩校跡	昭和31年8月
12	市史跡	史跡	貝吹山古墳	昭和31年8月
13	市史跡	史跡	風吹山古墳	昭和31年8月
14	市史跡	史跡	女郎塚古墳	昭和31年8月
15	市史跡	史跡	無名塚古墳	昭和31年8月
16	市史跡	史跡	光明塚古墳	昭和31年8月
17	市史跡	史跡	志阿弥法師塚古墳	昭和31年8月
18	市史跡	史跡	神於寺跡	昭和31年8月
19	市史跡	史跡	岸和田藩主松平康重墓	昭和31年8月
20	市史跡	史跡	岡山御坊跡	昭和31年8月
21	市史跡	史跡	大山大塚古墳 附捕鳥部萬墓	昭和31年8月
22	市史跡	史跡	義犬塚古墳	昭和31年8月
23	市史跡	史跡	岸和田藩主岡部家累代の墓	昭和31年8月
24	市史跡	史跡	光忍上人塚古墳	昭和31年8月

	分野	種類	名称	指定日
25	市天記	天然記念物	西向寺のいぶき	昭和32年4月
26	市有形	絵画	雨乞絵馬(津田雲渓筆)	昭和34年8月13日
27	市天記	天然記念物	奥家の椋	昭和41年3月22日
28	市天記	天然記念物	稲葉町薬師堂跡の榧	昭和41年3月22日
29	市天記	天然記念物	大沢神社の杉	昭和41年3月22日
30	市天記	天然記念物	積川神社の椋	昭和41年3月22日
31	市天記	天然記念物	円教寺の蘇鉄	昭和41年3月22日
32	市天記	天然記念物	意賀美神社社叢	昭和43年7月5日
33	市天記	天然記念物	兵主神社社叢	昭和49年4月27日
34	市天記	天然記念物	夜疑神社社叢	昭和49年4月27日
35	市天記	天然記念物	土生神社社叢	昭和49年4月27日
36	市天記	天然記念物	稲葉町菅原神社社叢	昭和49年4月27日
37	市天記	天然記念物	山直神社社叢	昭和49年4月27日
38	市史跡	史跡	小金塚古墳	昭和52年12月8日
39	市無民	無形民俗	土生鼓踊り	昭和64年1月1日
40	市有形	典籍	大阪府立岸和田高等学校所蔵『落合文庫』等和漢書 コレクション 附大正〜昭和期の典籍 (1593 点)	平成 19 年 11 月 30 日
41	市有形	工作物	五風荘	平成 20 年 12 月 5 日
42	市名勝	名勝	五風荘庭園	平成 20 年 12 月 5 日
43	市有形	彫刻	木造十二神将立像	平成26年5月1日
44	市有形	彫刻	能面 附紙製面1面、面袋9枚、木箱1合および面 袋献納記1通	平成 27 年 6 月 1 日
45	市有形	絵画	絹本著色 華厳海会善知識曼荼羅	平成28年5月1日

〔表2-5〕国登録有形文化財 (指定日順)

	分野	種類	名称	登録日
1	登録有形	建造物	岸和田市立自泉会館	平成9年5月7日
2	登録有形	建造物	旧岸和田村尋常小学校校舎	平成9年11月5日
3	登録有形	建造物	和田家住宅	平成 14 年 8 月 21 日
4	登録有形	建造物	旧和泉銀行本店	平成18年3月2日
5	登録有形	建造物	蛸地蔵駅西駅舎	令和4年6月29日
6	登録有形	建造物	杉江能楽堂	令和4年6月29日
7	登録有形	建造物	吉野家住宅	令和4年6月29日

第3章 計画地の概要および現状と課題

1. 八陣の庭の概要

(1) 作庭に至る経緯

明治4年(1871)の廃藩置県により廃城となった岸和田城は、以後、陸軍省、農商務省の所管を経て、再び旧藩主岡部家の所有となったが、昭和3(1928)年、当時の所有者である岡部長景氏(旧藩主岡部長職の嫡男)は、本丸と二の丸跡などの敷地を岸和田市に寄贈した。

岡部長景氏より敷地の寄贈を受けた当時の岸和田市は、昭和5 (1930) 年に本丸と 二の丸跡を市立の公園 (千亀利公園) に整備しており、このことはわが国の黎明期の 都市公園として評価されるものである。

一方、戦時中、城跡内は農作物が植えられるなどして荒廃したが、昭和 28 (1953) 年、岸和田城跡に児童遊園地を建設する案が検討された際に、当時の岸和田市長が岸 和田城跡の整備方法について作庭家の重森三玲に相談しており、そのことを重森は自 著『日本庭園史大系 29』において、

「昭和 28 年初春以来、岸和田市では、本城二の丸の堀の一部を埋めて、児童遊園地を設ける案があった。(中略) この時、私は福本市長に対して、城の石垣は長く曲線を引いて堀に下がっているからこそ美しいので、その堀を半ば埋め立てて、遊園地を作ることは、城跡を荒廃に導くことであるから中止されたい。そしてむしろ、本丸に庭園を作ることによって、城廓(原文ママ)を永遠に保存することが出来るが、それには高度な傑出したものを築造する以外にないと進言(後略)」と記している。

このことから八陣の庭は、重森の発案で、「城跡を保存するため」の本丸跡への庭園 整備であったことがわかる。

重森の発案を受けた市では、市長が主体となり、議会での承認を得て、重森の設計・監督の下、市の直接施工にて、天守台から見下ろすことができる本丸跡に庭園を作庭し、岸和田城跡を「永遠に」保存することとした。昭和28(1953)年12月に完成した八陣の庭は、庭の眺望とともに翌年、市立図書館として竣工した三層の模擬天守閣、庭に置かれたベンチなどにより、市民が読書を楽しみながら八陣の庭を楽しむ工夫がなされており、近年では、岸和田城跡を守るシンボルとしても評価されている。



〔写真3-1〕岸和田城跡の状況(昭和20年代)



[写真3-2] 作庭家 重森三玲

(2) 名勝指定告示

八陣の庭は、平成26(2014)年10月6日、国の名勝指定を受け、文部科学省告示第 138号により以下のとおり告示された。

○文部科学省告示第 138 号

文化財保護法第 109 条第1項の規定により、岸和田城庭園 (八陣の庭) について、名勝に指定します。

平成 26 年 10 月 6 日 文部科学大臣 下村博文

名 称 岸和田城庭園(八陣の庭)

所在地 大阪府岸和田市岸城町

地 域 1824番

(3) 名勝指定説明とその範囲

重森三玲(出生名:重森計夫(しげもりかずお) 1896~1975) は、日本の昭和期における代表的な庭園研究家および作庭家である。彼は生涯において約 370 におよぶ歴史的庭園の実測図を作成し、200 近くもの創作庭園を残した。

岡山県に生まれた重森は若いころから生け花や茶に親しみ、20歳で日本美術学校に入学した後、絵画を学びつつ哲学・美学・美術史への造詣を深めた。重森が庭園の分野に本格的に取り組んだのは、室戸台風により被災した庭園の救済の一環として昭和11(1936)年に開始した全国の名庭園の実測図の作成であり、その成果を『日本庭園史圖鑑』(全二十六巻)にまとめた。さらに昭和14(1939)年には、最初の大作である東福寺本坊庭園を完成させたのをはじめ、戦前から戦後にかけて新たな構想のもとに精力的な作庭活動を展開した。

昭和 28 (1953) 年に、岸和田市の依頼に基づき岸和田城本丸跡に設計・作庭したのが岸和田城庭園 (八陣の庭) である。庭園の四周からの観賞のみならず、翌年に本丸南端への建設が予定されていた岸和田城天守閣からの俯瞰をも意図するなど、従来の日本庭園では類をみない独創的な構想に基づくものであった。

庭園の平面構成は、中世の城郭縄張図を参考として考案された。高さ約20 cm、幅約35 cmの延べ段風の結晶片岩(緑色片岩)製の基壇が三段にわたり複雑に入り組み、陣形を立体的に表現するのみならず、高所から俯瞰した時に城郭を連想させる構成となっている。

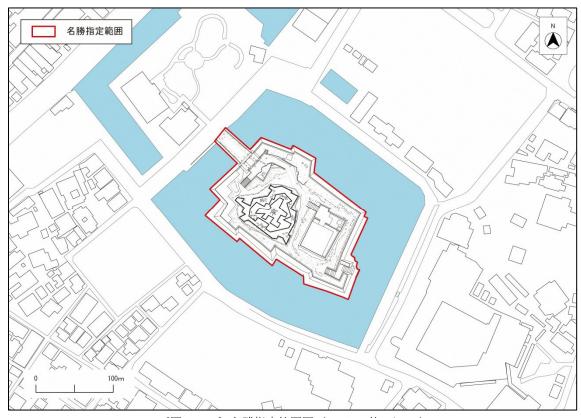
基壇上の石組は、従来の枯山水に多くみられた神仙思想または仏教思想などの精神的な主題に基づくものではなく、他に類例をみない諸葛孔明の「八陣法」を主題とし、大将を中心に方円陣の如く円形に配置された八つの群からなる。方円陣はもともと防御を目的としており、重森は敵を攻める陣形よりも外敵から守る陣形を八群の石組の意匠・構成に採り入れたとされる。それが「八陣の庭」の別称をもつ所以である。

石材は主として緑泥石片岩および石英片岩を用い、上段中央には大将を象徴する石組を、中段には虎・風を象徴する石組を、下段には天・地・雲・龍・鳥・蛇を象徴する石組を、それぞれ配置している。大将を表す石組は高さ 219 cmの石材を含む 15 本の立石からなり、天を表す石組は最高 234 cmの石材を含む三本の立石からなる。また、蛇を象徴する石組は、2本の石材を繋ぎ合わせて長さ 416 cmの伏石とし、龍を象徴する石組は長さ 265 cmの石材を斜めに組むなど、変化に富んだ技法を駆使して律動感のある形姿を表現している。これらの石組は、おのおのが独立しつつも相互に均衡を保ち、どの角度からの観賞にも耐えうるよう意匠されている。

作庭当初は、以前から存在した3本のクロマツの老木および大将・虎・龍の築山の

苦地以外には、余計な草木を最大限に排除した枯山水庭園であった。現在ではクロマツはすべて消滅しており、石組の周囲の苔地も残されていない。虎・龍の築山の苔地は朝鮮三国時代の四神図を象徴的に図案化したもので、白砂地に曲線を描いて出入りする築山の形姿は、上方から俯瞰することにより、周囲を巡るのとは異なる視点からの風趣を意図したものであった。

このように、八陣の庭は、地上を巡ることにより一群の立石の立体的な造形を観賞するのみならず、三段に重なる基壇の平面造形および裾部を苔地に彩られた9つの立石群を、立地する本丸全体の地形とともに岸和田城天守閣の最上階からも俯瞰することにより、立地・意匠・構成の全容を展望するなど、水平・垂直の方向に展開する多様な視点から広く観賞することが意図されたところに特質があり、抽象的な意匠・構成を重んじた重森の独創的な作庭理念を余すところなく示している。その芸術上の価値は高く、名勝に指定して保護を図るものである。



〔図3-1〕名勝指定範囲図 (scale:約1/5000)

【本文重森三玲関係参考文献一覧】

- ・『岸和田城址本丸庭園に就いて』 重森三玲 1953 私家版
- •『重森三玲作品集「庭」』 重森三玲 1964 平凡社
- ・『日本庭園史大系』第29巻「現代の庭(3)」 重森三玲・重森完途 1972 株式会社社会思想社
- ・「新作庭記」『重森三玲作品集 庭 神々へのアプローチ』 重森三玲 1976 重森三玲作品刊行会
- ・「枯山水における美の追求-重森三玲について」 \P N I D論集』第5号 大北宏貴2001長岡造形大学N I D論集刊行会
- ・『「重森三玲の庭-地上の小宇宙」展』 2006 松下電工汐留ミュージアム
- ・『重森三玲』 I 溝縁ひろし写真 2007 京都通信社
- ・『重森三玲 モダン枯山水』 重森執氐・大橋治三 2007 株式会社小学館
- •『枯山水』 重森三玲 2008 中央公論新社
- ・『重森三玲 庭園の全貌』 中田勝康 2009 株式会社学芸出版社
- ・『重森三玲』Ⅱ 重森三明 2010 京都通信社
- ・「重森三玲の作庭における見立ての表象」『文学論藻』第87号 2013 有澤晶子 東洋大学文学部日本文学文化学科
- ・「重森三玲の松尾大社庭園を巡る石組について」『日本建築学会中国支部研究報告集』第35集 2012 土田香奈・河内 浩志 日本建築学会中国支部
- ・「作庭家・重森三玲の「枯山水」にみる作庭意図の一端に関する基礎的考察」『日本建築学会中国支部研究報告集』第 35集 2012 谷口徹・河内浩志 日本建築学会中国支部
- ・「重森三玲の作庭行為に関する研究」『日本建築学会中国支部研究報告集』第36集 2013 土田香奈・河内浩志 日本 建築学会中国支部
- ・「芸術的側面からみた重森三玲の庭園」年度学位論文(博士)尹星皓 2013 京都造形芸術大学大学院

(4) 作庭後の変容

八陣の庭の周辺には昭和 29 (1954) 年建設の天守閣をはじめ、昭和 44 (1969) 年から同 45 (1970) 年にかけて本丸を取り囲む隅櫓・多聞櫓、城門(櫓門)、土塀など順次建設された建物が配置され現在の景観を形成する。昭和 45 (1970) 年以降、建築物は建てられることなく、投光器や看板などのいくつかの工作物の設置、散策路の改修などが行われたが、基本的には重森三玲が昭和 47 (1972) 年に『日本庭園史大系 29』を記した頃から大きな変化はない。

またこの『体系』の中には、重森自身の見解として「昭和四十四年から五年にかけて角櫓や土塀全部が完成されて、一段と美観を添えた」と記して復興建物などは好意的に記しているが、庭園内に寄贈のマツが植えられたことには「一木一草本入れては困る」とし「庭園の設計意図」を崩すものとして市長に撤去要請をして撤去している。上記のように、この時期の建物の完成により、一定、庭園環境の形成が落ち着いたことをもって庭園の完成と見なすことができる。一方、樹木については、現状は本来あったもの、記念植樹されたもの、実生木などが混在し庭園を取り囲んでいる。

【八陣の庭関連年表】

- 昭和 28 年 6月 岸和田市より重森三玲に岸和田城本丸跡内の庭園設計を依頼
 - 7月 岸和田城庭園 八陣の庭設計図完成。福本太郎岸和田市長(当時)ほか関係者が重森のもとで設計図の説明を受ける。(「三玲日記」)
 - 10月 八陣の庭着工
 - 12月 22日八陣の庭に重森が砂紋を描き完成
- 昭和 29 年 1月 岸和田城天守閣建設工事着工(設計:池田谷久吉 施工:岩出建設株式 会社 鉄骨鉄筋コンクリート造・三階建)
 - 11月 岸和田城天守閣竣工、図書館として開館
- 昭和44年11月 隅櫓・城門(多聞櫓)、および土塀建設竣工
- 昭和 45 年 5月 隅櫓・城門(多聞櫓)を市立郷土資料館として開館
- 昭和 50 年 4月 天守閣から図書館が現在地に移転
- 昭和 51 年 5月 天守閣を郷土資料館として再公開
- 平成 4 年 8月 天守閣改修工事竣工(屋根瓦葺き替え、壁面塗り替え、飾金具新調、 内装刷新その他)。天守閣と本丸土塀のライトアップ設備設置
- 平成26年 1月 国指定名勝岸和田城庭園(八陣の庭)意見具申
 - 7月 岸和田城庭園 (八陣の庭) 測量図作成
 - 10月 国指定名勝に指定される

【以下名勝としての利活用・補修・その他履歴】

- 平成 27 年 10 月 指定記念イベント
- 平成29年 9月 台風21号による暴風雨で庭園内のクロマツが倒れる
 - 11月 隅櫓でインバウンド向け展示開始
 - 11月 「国指定名勝 岸和田城庭園 (八陣の庭)」石柱設置
- 平成30年3月 岸和田城庭園(八陣の庭)保存活用計画策定
- 令和2年 3月 (令和元年)庭園景石 龍-9補修実施
 - 3月 岸和田城庭園 (八陣の庭) 景石補修計画作成

3月 天守閣耐震診断を実施

令和3年 3月 庭園景石 大将-10、12、14補修実施

3月 石垣補修を実施

令和4年 3月 庭園景石 大将-7、15補修実施

3月 石垣補修を実施

令和5年 3月 庭園景石 虎-1、風-1、3補修実施

3月 庭園景石簡易補修実施

8月 天守閣ライトアップ設備 LED 改修

2. 岸和田城跡の概要

(1) 大阪府指定史跡岸和田城跡とその範囲

岸和田城の由来と、岸和田城跡の指定に至る経緯とその範囲について整理する。

① 岸和田城の歴史

岸和田城がいつ、誰の手によって現在の地に築かれたのかは詳しくはわかっていない。『日本城郭体系』によれば、信濃泰義によって応永(1394~1428)年間に現在地に移されたとされている。しかし、この説は明確な一次史料を欠いており信頼性に乏しい。また、伝承として建武元(1334)年頃に和田新兵衛高家が、現在の岸和田城跡の東側に城(岸和田古城跡)を築き、高家が「岸の和田殿」と呼ばれ、その城が岸和田城の前身となったとの説があるが、論拠が江戸時代に作成された『泉州誌』あたりまでしか辿れないこと、岸和田には「岸」という地名が見られないこと、最も成立年代が近い『太平記』の諸本には、そういった記述、または泉州および岸和田が関連する合戦記録、記述が一切見られないことから、あくまでも後世に創られた「伝承」として扱うことが望ましい。

また、岸和田古城跡の主郭部分の発掘調査の結果、南北朝期に遡る資料は得られず、 15世紀後半から16世紀初頭にかけて廃絶したことが明らかとなった。現在の岸和田城 跡との関連は明らかになっていない。

文献史料で岸和田城が確認されるのは、16世紀半ば以降である。永禄元(1558)年頃と推定されている「浄心院快栄書状」に、三好長慶の弟、十河一存が、岸和田城に入城した記事がある。一方、文亀元(1501)年から永正元(1504)年まで日根荘に滞在した公家の九条政基の日記『政基公旅引付』には、当時激化していた紀州勢と和泉守護職細川氏との抗争に関する記述は見られるが、岸和田の城に関する記述は認められない。このことから、16世紀初頭には、岸和田古城はすでに廃絶し、岸和田城はまだ築城されていなかった可能性が指摘されている。従って、中世城郭としての岸和田城の成立は、16世紀の中頃と想定される。

その後、岸和田城は紀州へ進出する織田信長や羽柴秀吉によって、対抗する根来寺や雑賀衆等の紀州勢との間に繰り広げられた数々の合戦の前線拠点として天正期に拡張整備されたと考えられる。つまり、現在の位置にある岸和田城の当初の役割は、豊臣(羽柴)家による和泉国支配と、対峙する紀州勢力との前線拠点であった。

現存する岸和田城跡は、標高 10m 前後を測る海岸段丘中位面の縁辺部に位置し、現在の二の丸北西面の石垣はこの高低差を利用して築かれている。現在も段丘崖は、海岸線に沿って顕著に認められ、海側を正面(大手)とした城郭構成である。そして海岸段丘上の比高を利用した本丸部分と、それらを囲む二曲輪、三曲輪が存在し、城郭

の形式としては輪郭式平城に分類される。

天正 13 (1585) 年には秀吉による紀州平定の後、叔父にあたる小出秀政が岸和田城主として入城し、天正 15 (1587) 年頃から、天守を始めとする城郭の普請や作事、城下町の整備が着手されたようである。慶長 2 (1597) 年には五層の天守があげられたとされ、城下町を南北に貫通する紀州街道も慶長 7 (1602) 年頃には普請された。

小出家3代の後、元和5 (1619) 年に松平康重が丹波国篠山より入封、岸和田城の二の丸北隅に京都伏見城の櫓が移築されるとともに、海側の防備と防潮堤をかねた浜側の石垣が完成し、この時期に、現在に残る岸和田城の基本形がほぼ完成していると考えられる。

この中で特筆すべきは、この伏見櫓という名称の櫓である。初期徳川政権にとって戦略、戦術上重要な城に対し、公儀の城である伏見城の廃城に伴い「伏見櫓」もしくは「伏見城の櫓」が配置されている。つまり徳川将軍家より岸和田城に伏見城の「櫓」が下賜されたという事実は、当時の畿内における岸和田城の重要性が初期徳川政権にとっても際立っていたことを示すものと言える。徳川家からの御拝領の櫓という、天守に匹敵する格式を持っていた櫓ということができる。実際、二の丸にあったその櫓は「二之御櫓」と呼ばれ(斎藤家文書)、他の櫓とは明らかに別格扱いされていることが文献を通じて読み取ることができる。

徳川大坂城にとっても、河川がなく敵の大部隊が集結しやすい城の南側は軍事的要 衝であった。大坂の陣の戦訓からも南側から大坂城を攻撃するうえで、五里余りとい う近距離の挟撃関係にある岸和田城の軍事的重要性は高かったといえる。そのため幕 府は大坂の軍事拠点化を進めるにあたって、大坂城の大規模再修築はもとより、岸和 田城、尼崎城に伏見城の櫓、橋等を移築し、信頼できる譜代大名を置いた。以後、岸 和田は松平(松井)氏、岡部氏と続き岡部長職の代まで岡部氏13代の居城となる。

現在、岸和田城跡には江戸時代の建造物がないため、現状で目視できる歴史的な構造物として、石垣が挙げられる。岸和田城跡の石垣は、花崗岩と和泉砂岩が混在し、その中でも和泉砂岩に瀬戸内海系の花崗岩、地元の神於山系の花崗岩が混在している。岩石組成と硬度が異なる石材を用いて石垣が構築されているため、砂岩が割れやすく、地震などをきっかけに何度も崩落している歴史がある。また、天守台ではほぼ花崗岩が使用されており、砂岩と花崗岩が混在する本丸周囲の石垣などとは様相が異なる。

さらに特徴的なことは、本丸、一部二の丸の石垣周囲には「犬走り」と呼ばれる、低く幅の狭い帯曲輪状の水ハバキ石垣(補助石垣)が設けられている。これらは、石垣の脆弱な部分を補強する目的で設けられたと考えられ、江戸時代初めの「正保城絵図」には現状のような範囲で犬走り状に巡る描写が見受けられないことから、築城以降、石垣の脆弱性の問題があった際に随時補強され現状のようになったと考えられる。明治4(1871)年8月、廃藩置県により岸和田藩は岸和田県に移行した。同6(1873)年1月には全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方、いわゆる「廃城令」により、岸和田城は廃城となった。兵営地選定、つまり陸軍の居地選定は無かった。以降、城跡としての保護と用地利用、開発の近代史をたどる。

現在、大阪府内には、石垣を伴う江戸時代の城郭遺構は、大坂城跡と岸和田城跡のみである。この岸和田に残る、石垣を残し現存する城郭は、戦後の児童公園化案に際し、後世に残る庭園を造り城跡を守るように進言した重森三玲と、それを聞き入れた岸和田市側の明確な"残す"意思の表れであるといえる。

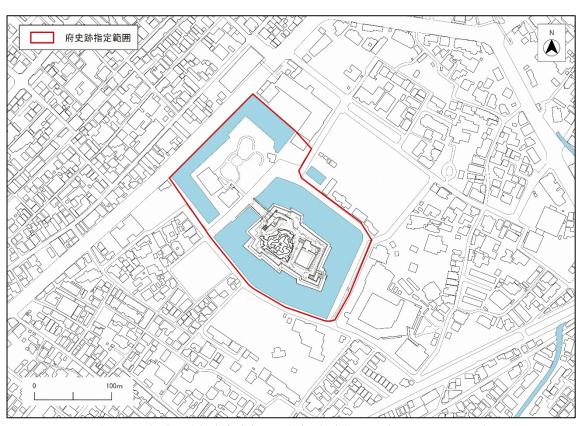
②大阪府指定史跡岸和田城跡の指定経緯

岸和田城跡は、大阪府文化財保護顕彰規程に基づき昭和 18 (1943) 年に大阪府指定 史跡となった。戦後、大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則による指定に移行し、現在 は大阪府文化財保護条例による大阪府指定史跡となる。戦前の史跡指定範囲は詳しく はわからないが、戦後の規則指定の段階でその範囲を踏襲、史跡指定したと考えられ る。

大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則の廃止に伴い、府の史跡は順次、大阪府文化財保護条例(昭和44(1969)年3月28日)に基づく史跡指定が行われた。岸和田城跡は平成6(1994)年12月12日に府史跡に指定されている。

② 大阪府指定史跡岸和田城跡の指定範囲

府史跡岸和田城跡の史跡指定範囲は、城郭としての本丸と二の丸の一部が該当する。 二の丸という表記は、二の郭の主郭部分の本来二の丸御殿があった部分を指し、その 部分と海側にある百間堀の範囲が府史跡岸和田城跡となっている。



[図3-2] 大阪府指定史跡岸和田城跡 指定範囲図 (scale:約1/5000)

(2) 都市公園としての岸和田城跡

岸和田城跡は、城跡としての要素、大阪府指定史跡としての要素に加え、都市公園 としての要素を有している。

岸和田城跡は、廃藩置県後、陸軍省の所轄用地となり、その後、農商務省の所轄を経て岡部子爵家の所有となるが、昭和3(1928)年に岡部家からの市公園敷地としての寄贈を受け、岸和田市は昭和天皇の即位御大典記念事業として公園整備することとなった。

整備は当時の先駆的な公園設計者であった東京大学農学博士、大屋霊城が企画、設計している。その内容は、本丸内の岡部氏紀念碑の整理などの園内整理であり、本来

の城跡の趣を尊重し、なるべく旧態を保存することに配慮された設計としたものであった。また大屋は、公園入口の整理、東入口の新設、犬走りへの木橋(木造橋)の架設、池縁装飾として古図に基づき、「池の外側の周囲より遙かに本丸址の風光を仰ぎつつ周遊」⁴できるよう、堀の東側並びに北側を埋め立てて、廻遊道路を設けるとともに、子供遊園を北側に設置(現在の児童遊園)、さらに犬走りから堀に浮御堂風の休憩所を設け、黒長祠の整理、入排水の整理を行った。

この大屋の整備理念は、『公園標』に「本公園ハ子爵岡部長景閣下先考長職公ノ後ヲ 承ケ襲爵セラルルニ方リ 記念ノ為メ旧封猪伏山滕城址本丸並ニ城濠ヲ現状ノ儘本市

ニ寄贈セラレタルモノナリ・・・(中略) 而シテ又藩祖宣勝公以来十四世 三百年ノ旧称ニ因ミ千亀利公園ト命名 シ 長ク岡部家旧城址タルノ形態ヲ保 存シ(略)」と記されており、岸和田城 跡を後世に残す意図で公園化したこ と、すなわち城跡としての要素を残し たうえで市民の休養のための公園を目 指したことがわかる。



(3) 大阪府指定史跡岸和田城跡の現状 ^{[写真3-3] 公園}

〔写真3-3〕 公園標(ブロンズプレート)

現在、府史跡岸和田城跡には、天守閣をはじめとする様々な施設が存在する。 本丸には八陣の庭完成の翌年、天守台上に昭和 29 (1954) 年、建築家、池田谷久吉設計の天守閣が建設された。この天守閣は「桃山様式の天守」として池田谷が独自でデザインした天守建造物であり、設計の当初は四層案もあったことが知られる。戦後復興の天守としては富山城天守閣とならぶ初期のものである。構造も、本来五層であったと推定される天守を三層とし、躯体はSRC (トラスフレーム鉄骨鉄筋) 構造、屋根は木造の小屋組みを用いるという、複合的な構造を採用しているのが特徴である。

なお、重森三玲の日記には、岸和田城庭園を作庭中、池田谷久吉と会った旨記されている。重森は翌年に建てられる「天守」を明確に認識して作庭に臨んだと考えられる(三玲日記)。

昭和45 (1970) 年前後には、多聞櫓・隅櫓、城門(櫓門)、土塀などが建設され城跡 としての整備が行われた。本丸の周りには堀が囲繞し江戸時代の面影を良好に残す。

また二の丸には市民道場心技館をはじめ、二の丸多聞トイレ、観光交流センターなどの諸施設があり、また平成23(2011)年には石畳と淡い街灯まちづくり支援事業に関連し、二の丸にあった猿舎が撤去され、露地の多かった園路、植栽が改められた。

堀端には、昭和5 (1930) 年の天皇即位のご大典記念時に整備された堀端遊歩道があり、一部には児童公園も設置されていたのが特徴である。平成23 (2011) 年に石畳の整備が行われ市民の散策路として活用されている。なおこれらは前述したように、大屋霊城の設計で岸和田市城址公園(千亀利公園)として整備された。現在、府史跡岸和田城跡はすべて都市公園である千亀利公園に含まれ、近代の都市公園としての側面も併せもつ。こういった城址公園、都市公園としての特徴も兼ね備えた府史跡が岸和田城跡である。

現在、市役所庁舎の一部が府史跡の範囲に含まれている。また府道堺阪南線側には

^{4 『}岸和田市史』第4巻 (近代編) 岸和田市 2005年

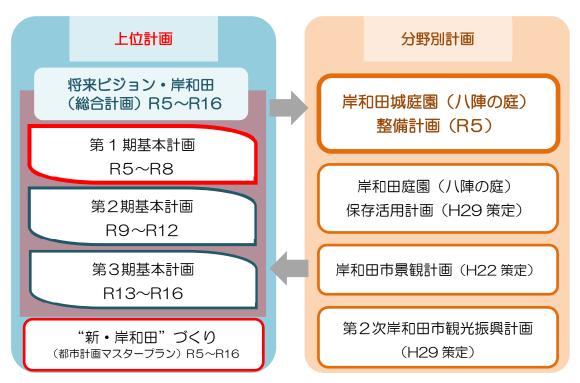
百間堀が二の丸を囲むように一部現存し、城郭としての雰囲気を伝える。このように本丸、二の丸には石垣と堀が良好に残り近世城郭の残存遺構として貴重な存在である。 府史跡の周囲には、旧制大阪第六尋常中学校である大阪府立岸和田高等学校の敷地があり、また五風荘、市役所、岸城神社、駐車場、住宅地などに囲まれ様々に利用されている。

3. 関連諸計画との関係、位置づけ

(1) 岸和田城庭園 (八陣の庭) 整備計画の位置づけ

本市のまちづくりは、最上位計画である「将来ビジョン・岸和田(岸和田市総合計画)」に基づき、進められている。

本計画も、関連するその他の計画とともに、岸和田市総合計画の目標実現の一翼を担うものとして位置づけ、相互に整合性を保ちながらその進展を図る。



[図3-3] 関連計画との関係図

(2) 関連計画の概要

○第5次岸和田市総合計画(所管:総合政策部企画課)

基本構想では、令和5~16 (2023~2034) 年度の実施期間を3期に分けて見直しを行う。岸和田城跡周辺を「都市拠点」と位置づけ、個別目標が達成された姿を「郷土への愛着が増している」とし、第1期基本計画では、その方向性を「岸和田の歴史や文化の保存・活用を進める」としている。

〇 "新・岸和田"づくり(岸和田市都市計画マスタープラン)【テーマ別まちづくり編】 (所管:まちづくり推進部都市計画課)

令和5年度から開始する「将来ビジョン・岸和田(第5次総合計画) 基本構想」のもと、「"新・岸和田"づくり ~都市計画マスタープラン~」を策定し、「歴史文化ゾーン」として岸和田城周辺地区を位置づけている。

○岸和田市景観計画 (所管:まちづくり推進部都市計画課)

平成22 (2010) 年10月策定され、岸和田城跡周辺を「歴史・伝統保全地区」として、歴史的環境を保全、活用し、岸和田らしさを創出することを目標としている。

○第2次岸和田市観光振興計画(所管:魅力創造部観光課)

平成29から35 (2017~2023) 年度を実施期間とし、市民が誇れるおもてなし観光を スローガンとして地域資源の魅力を再発見・深化し、さらなる賑わいを創造すること を目指すこととしている。

(3) 関連事業との関係性

前項では本計画に関連する諸計画と本計画の位置づけについて記した。これら諸計画を進めるにあたり、以下に挙げる個別事業が現在の課題となっている。

○景石測量/補修事業

保存活用計画に基づき、劣化の進む景石9石を補修する。これにより景石の崩落 や劣化を防ぎ、八陣の庭の本質的価値を後世に伝えることができる。令和4 (2022) 年度で景石の補修事業は終了し、経過観察へと移行した。

○岸和田城石垣測量業務

石垣の状況を把握するため、石垣カルテを作成し、劣化の状況を把握した。劣化の状況を把握した上で、補修計画を立て、それに沿って事業を実施する。

○岸和田城天守閣耐震対策検討事業

岸和田城天守閣における耐震診断において、震度6以上の地震に対して耐震安全性が不十分であるという結果が出たことを受け、岸和田城天守閣耐震対策検討委員会を設置し、耐震対策についての基本計画を策定する。

○市庁舎建替え事業

本市で計画中の現行市役所庁舎建て替えに伴い、新規建設予定地に府史跡が含まれる場合は、府史跡に影響を及ぼす行為は慎重に対応する必要がある。

○堀の浄化・環境整備

本丸周囲の堀および百間堀の水質が悪化、睡蓮などの水草が繁茂しており、浄化、 環境整備を含めて検討が必要となっている。

4. 名勝の公開活用のための諸要素の把握

(1) 名勝岸和田城庭園 (八陣の庭) の本質的価値の把握

八陣の庭の本質的価値については、すでに保存活用計画で明らかになっているため、 それらを踏襲する。

①四周からの観賞を可能とした庭園

八陣の庭は地上のある一点からだけでなく、四周から観賞できるように作庭された。また、翌年(昭和 29 (1954)年)に建築が予定されていた天守閣や更なる上空からの俯瞰的鑑賞を意図して設計されるなど、水平・垂直の方向に展開する多様な視点から広く観賞することを意図した点に特徴があり、日本庭園史上類をみない独創的なもので、現代庭園の画期となった。

②類をみない作庭テーマ

庭園は岸和田城跡に立地していることから、平面構成は中世の城郭縄張図を参考として作庭されている。複雑に屈曲する直線だけで構成され、高低差約 20cm~25cm、幅約 35cm の延段(のべだん)風に貼り合わせた緑色結晶片岩の3段基壇からなる。俯瞰で観賞した際には、城郭をイメージさせる設計となっている。

また庭園の石組は、従来の枯山水に多く用いられてきた神仙蓬莱思想や仏教的思想などではなく、他に類をみない諸葛孔明の「八陣法」をテーマとし、「大将」を中心に天地風雲龍虎鳥蛇8つの石組を円形状に配置している。その姿は、防御的な陣形である方円陣を想起させ、重森は敵を攻める陣形よりも外敵から守る陣形を採り入れ、平和を念願する意味を構成している。

③均衡に優れた石組

上段の中央に「大将」の石組を配置し、中段に「虎」、「風」、下段に「天」、「地」、「雲」、「龍」、「鳥」、「蛇」陣をそれぞれ配置している。「大将」は地上高約 219cm の長石を含む 15 の立石群で造形され、「天」は地上高約 234cm の長石を含む 3 つの立石で表現されている。「蛇」では、2本の長石を繋ぎ合わせ長さ約 416cm の横石とし、「龍」では長さ約 265cm の長石を斜めに組むなど、変化に富んだ技法を駆使している。また、これらの石組はそれぞれが独立した景色を持ちながらも、互いに均衡を保ち、どの角度からの観賞にも耐えうることを可能としている。

(2) 名勝岸和田城庭園 (八陣の庭) の本質的価値に連続する価値の把握

本計画の策定にあたり、八陣の庭と不可分なものとして岸和田城跡を挙げた。この 観点から保存活用計画においては、「現代における近世城郭の保存の象徴(第4章2)」 において、「城と石垣と庭園は断絶したものではなく思いを引き継いだ連続性が保たれ たもの」として価値づけがなされている。

一般的に城跡は近世の城郭としての価値を基に史跡指定され、その価値の顕在化を 図るべく整備が行われてきた。近年、城跡整備に際し、近代以降の歴史的重層性が見 直されており、様々な価値をもつ近現代の遺構や旧城址遺構、かつては天に向かって そびえていたであろう天守、櫓などに対する地域社会の思いや記憶がこれにあたる。

さらに岸和田城跡では、かつて城跡に児童遊園地建設が検討されたが、城跡として保存すべく、八陣の庭が造られた経緯がある。それは、城跡を大切に思う重森三玲と

市民の願い、さらには行政の思いが合致した成果といえる。すなわち、八陣の庭は城 跡への多くの思いを引き継ぐ形で、天守や石垣といった城の諸要素と連続性を保ちな がら生み出された文化財である。

このように岸和田城跡は、近世から近現代にかけての連続した城跡のあり方が顕示された好例である。従って、「本質的価値を構成する枢要の諸要素」はもとよりその連続性を鑑み、「本質的価値に連続する価値を構成する諸要素」としての価値づけを行い、複合的視野で整備を検討する必要がある。

また、重森は庭園を設計するにあたり、景石の配置を翌年建設される天守閣と関連付けている可能性があり、これまでよりも庭園と天守閣は一体のものであり、お互いに強く関連したものと考えられるようになった。今後はこれらの視点も含め庭園と天守閣の関係性を重視し、岸和田城と八陣の庭が一つになった景観を守る必要がある。

(3) 名勝、府指定史跡ならびに都市公園としての管理の位置づけ

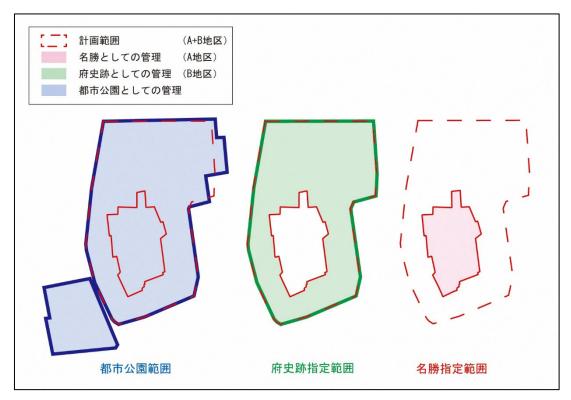
本計画の対象範囲には名勝指定範囲、府史跡指定範囲、都市公園が折り重なって含まれている。これらの複層的な関係性を踏まえ管理のあり方を以下のように整理する。

①名勝指定範囲における管理

八陣の庭の本質的価値を保全継承すると共にその活用を図るための管理を行う。

②府史跡指定範囲における管理

府史跡岸和田城跡の本質的価値を保全継承すると共にその活用を図るための管理を 行う。ただし、八陣の庭の本質的価値の保全継承、活用に係る管理と抵触する場合に は八陣の庭としての管理を優先する。



〔図3-4〕 管理の位置づけ関係図

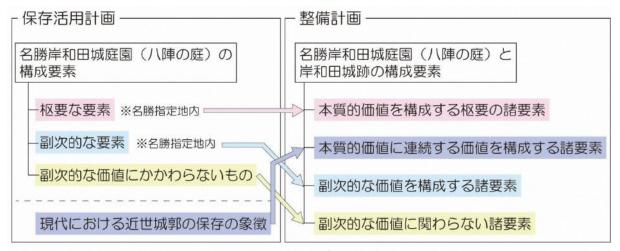
③都市公園範囲における管理

千亀利公園として地域住民が集い、憩い、楽しめるような空間としての管理を行う。 ただし、八陣の庭ならびに府史跡岸和田城跡の本質的価値の保全継承、活用に係る管理と抵触する場合には八陣の庭ならびに府史跡岸和田城跡としての管理を優先する。

(4) 名勝岸和田城庭園 (八陣の庭) と岸和田城跡の構成要素

八陣の庭の構成要素に関しては、「保存活用計画」でまとめた経緯がある。その中では「枢要な要素」「副次的な要素」「副次的な価値に関わらないもの」の3項目に分類してきた。しかし上記で分析したように庭園と城とは不可分な関係であるという観点から、その要素区分を以下の4項目に区分して再抽出する。

- ①「本質的価値を構成する枢要の諸要素」 保存活用計画における「枢要な要素」に該当する要素
- ②「本質的価値に連続する価値を構成する諸要素」 保存活用計画における「現代における近世城郭の保存の象徴」に該当する要素
- ③「副次的な価値を構成する諸要素」 保存活用計画における「副次的な要素」に該当する要素
- ④「副次的な価値に関わらない諸要素」に分かれる。 保存活用計画における「副次的な価値に関わらないもの」に該当する要素

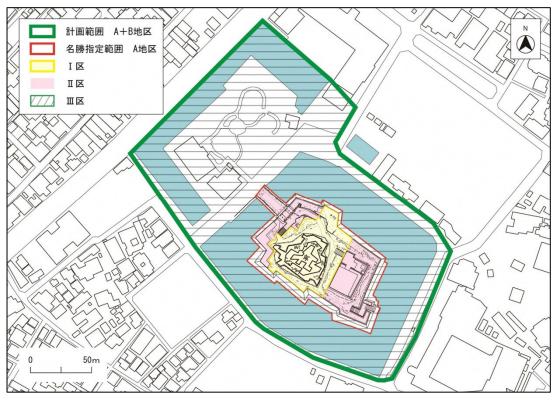


〔図3-5〕 要素区分対応図

なお、保存活用計画では構成要素エリア的な整理として、庭園から見える範囲を I 区、庭園から見えない範囲を II 区、石垣法面、犬走りをⅢ区としていた。

本計画では、この区分に準拠しながらも計画範囲を府史跡岸和田城跡の範囲にまで広げているため、名勝の指定範囲をA地区とし、A地区におけるI区〜Ⅲ区の設定は保存活用計画の区分を踏襲する、A地区の外側をB地区とし、Ⅲ区(本丸の石垣法面と大走り)の適用範囲を二の丸、堀端などを含める範囲として新たに設定する。

これにより、I 区とII 区はA地区のみに存在し、III 区にはA地区に含まれる部分(本丸の石垣法面と犬走り)とB地区に含まれる部分(二の丸広場や堀端等)が存在することになる。



〔図3-6〕 地区区分図

この要素区分を踏まえ、計画範囲内の諸要素を下表に整理する。

〔表3-1〕 要素一覧「本質的価値を構成する枢要の諸要素」

地区	区分	名称
A	庭園	景石
A	庭園	縁石
A	庭園	白砂
A	庭園	芝生
А	天守閣	天守閣

地区	区分	名称
A	天守閣	天守台
A	本丸跡	石垣
A	本丸跡	露出遺構
A	本丸跡	地下遺構
A	散策路	園路

[表3-2] 要素一覧「本質的価値に連続する価値を構成する諸要素」

地区	区分	名称
Α	建造物	隅櫓
A	建造物	土塀
A	建造物	城門
В	城	石垣

地区	区分	名称
В	城	堀(本丸周囲の堀)
В	城	堀(二の丸周囲の堀)
В	城	地下遺構

〔表3-3〕 要素一覧「副次的な価値を構成する諸要素」

地区	区分	名称
A	植物	樹木類(I 区)
Α	植物	草本類(I 区)

地区	区分	名称
A	工作物	ベンチ(作庭時の設置)
В	城	二の丸広場

〔表3-4〕 要素一覧「副次的な価値に関わらない諸要素」

[秋3-4]	女并	· 元·m	次的な間間に関わり
要素細目	地区	区分	名称
保存上 有益な要素	A	庭園	竹柵
保存上 有益な要素	A	その他	転落防止柵
保存上 有益な要素	A	その他	車両止め柵
活用上 有益な要素	A	庭園	砂紋
活用上 有益な要素	Α	散策路	通路
活用上 有益な要素	A	植物	樹木類(Ⅱ区)
活用上 有益な要素	A	植物	草本類(Ⅱ区)
活用上 有益な要素	A	工作物	ベンチ (後世の新規設置)
活用上 有益な要素	A	工作物	石碑/記念碑 (岸和田城跡関連)
活用上 有益な要素	A	工作物	説明板
活用上 有益な要素	A	工作物	その他サイン施設
活用上 有益な要素	A	工作物	ライトアップ器具
活用上 有益な要素	A	工作物	門灯
活用上 有益な要素	В	散策路	外周園路
活用上 有益な要素	В	散策路	公園内通路
活用上 有益な要素	В	散策路	外周園路 (堀端)
活用上 有益な要素	В	建造物	観光交流センター
活用上 有益な要素	В	建造物	二の丸多聞 (トイレ)
活用上 有益な要素	В	植物	樹木類(Ⅲ区)
活用上 有益な要素	В	植物	草本類(Ⅲ区)
活用上 有益な要素	В	工作物	説明板
活用上 有益な要素	В	工作物	階段
活用上 有益な要素	В	工作物	ライトアップ器具 (照明)
活用上 有益な要素	В	工作物	ベンチ

い諸安系」			
要素細目	地区	区分	名称
活用上 有益な要素	範囲 外	周辺 文化財	五風荘(市指定)
活用上 有益な要素	範囲外	周辺 文化財	自泉会館(登録)
その他の	A	植物	樹木類(Ⅲ区)
要素	A	植物	草本類(Ⅲ区)
要素 その他の	A	工作物	石碑/記念碑(岸和
要素 その他の			田城跡に無関係)
要素	A	工作物	看板
その他の 要素	A	工作物	鉄釜
その他の 要素	A	工作物	井戸状工作物
その他の 要素	A	工作物	旗掲揚柱
その他の 要素	В	散策路	通路(木橋跡)
その他の 要素	В	建造物	市民道場心技館
その他の 要素	В	工作物	石碑/記念碑

5. 現状と課題

ここまで整備計画策定範囲における諸要素を抽出してきた。

本項では、保存活用計画策定時に挙げた現状と課題を踏まえ抽出した諸要素について現状と課題を記載する。なお、記載にあたっては、各要素の価値と整備の重要度を考慮しながら、以下の通り文章で優先すべき課題を示し、表で構成要素ごとの全体課題を示すこととする。

(1) A地区の諸要素についての現状と課題

①庭園

○景石

【現状】

各陣石組で全体的に景石の亀裂や割れ、欠損等が認められる。

現在、景石補修計画に沿って優先順位を定め補修を進めており、補修の優先順位が 高い景石の補修は令和4年度で終了した。



[写真3-4] 景石の劣化状況



[写真3-5] 景石の補修状況

【課題】

重森三玲の組んだ石組を劣化崩壊から守るために、補修後の景石の経過観察および、 未補修景石の観察が必要であり、景石補修計画に沿って引き続き適切な維持管理が必 要である。

○縁石

【現状】

全体的に浮きや割れ、欠損の他、モルタル割れや場所によっては構成材の滅失がみられる。一部の縁石に倒木したマツの樹根が影響を与えているが、縁石や庭園自体の保護上、抜根等の対応をとることができない。



[写真3-6] 縁石の劣化状況



[写真3-7] 縁石の滅失状況

【課題】

モルタルの割れや浮き、構成材の割れ、欠損について補修が必要である。

割れ、欠損が大きい場合には交換が必要であり、構成材 (緑色結晶片岩板石) が滅失している部分には補填が必要である。

○白砂

【現状】

上段部の白砂には鉄(かな)さびの発生が著しい。また、下段部の白砂には周辺植 栽からの落葉が多く、そこから発生する腐葉土が混入し砂紋を損ねている。

床面の内容や状態が不明である。



[写真3-8] 上段白砂の劣化状況



[写真3-9] 下段白砂の劣化状況 (腐葉土の混入・堆積)

【課題】

上段部の白砂について、鉄さびの洗浄または砂の交換、腐葉土の除去が必要である。 白砂の追加対応について検討し、白砂の状態を良好に保全する必要がある。 床面の状態を確認し、床面の補修等の必要性を把握する必要がある。

○芝生 (庭園)

【現状】

植栽されている芝生は複数の品種が含まれており、混栽状態となっている。



〔写真3-10〕芝生状況



[写真3-11] 芝の混栽

【課題】

混裁状況を把握すると共に庭園用品種への植え替えを進める必要がある。 使用する芝生の品種を定め、継続した植栽管理を行う必要がある。

〔表3-5〕 庭園部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	本質的価値を構成する枢要の諸要素					
	要素	現状	課題	備考		
	景石	る。 景石の補修は令和4年度で 終了した。	要。			
	縁石		浮き/割れ/欠損/モルタル 割れ補修/構成材の補填が 必要である。 樹根の処置を検討する必要 がある。			
A地区(庭園)	白砂	鉄さびの発生、落葉による 腐葉土の混入が認められ る。 床面の内容等が不明であ る。	鉄さびの洗浄、白砂の追加、腐葉土の除去が必要である。 床面の状態を把握し、床面の補修等の必要性を把握する必要がある。	· ·		
	芝生	芝の混栽がみられる。	混栽状況を把握すると共に 植栽する芝種の統一、継続 的な植栽管理が必要であ る。			
	副次的な価値には関わらない諸要素(保存上有益な要素)					
	要素	現状	課題	備考		
	竹柵	日常管理として傷んだ場所から交換している。	自然素材のため耐久性が低 い。	地元の竹を活用し、安価である。		
A 地	副次的な価値には関わらない諸要素(活用上有益な要素)					
区	要素	現状	課題	備考		
(庭園)	砂紋	砂の細粒化により描紋が困 難になりつつある。 描紋技術の継承ができてい ない。	白砂の追加、入れ替え、描 紋技術の継承が必要であ る。			

②天守閣

○天守閣

【現状】

岸和田城ならびに市の歴史を紹介する施設として活用している。

天守閣は昭和29 (1954) 年の建築で、令和6 (2024)年には築70 年が経過するため、 施設の劣化が進んでいる。

昭和 56 (1981) 年の新耐震基準適用外の施設であり、令和 2 (2020) 年に行った耐 震調査でも耐震基準を満たしていないという結果を得ている。

天守閣の各階へは階段で接続されており、車椅子の利用等は満足にできていない。

【課題】

庭園の本質的価値の保護を図る施設として管理を進める必要がある。特に外観の維持等、庭園と天守閣の景観面の管理が必要である。

全ての見学者が安心・安全に見学できるよう、施設の劣化に対する整備、特に天守閣の耐震補強工事ならびに施設のバリアフリー等を進める必要がある。

〇天守台

【現状】

天守台の石垣は、間詰石の脱落や石垣の崩壊を招く恐れのある乱雑な積み方が多く の場所で認められる。

生長した樹木によって、八陣の庭から天守台が見えにくくなっている。



[写真3-12] 天守台(隅部分)石垣の状況



〔写真3-13〕天守台石垣劣化状況

【課題】

石垣の補修等、適切な管理をする必要がある。 樹木整備を行い、景観保全を行う必要がある。

[表3-6] 天守閣部分の諸要素における現状と課題 (構成要素別課題)

	本質的価値を構成する枢要の諸要素における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
A地区(天守閣)	天守閣		図るために天守閣の維持が 必要である。 外観の維持、景観の維持が 必要である。 全ての見学者が安全・安心 に見学できるよう、施設整		
	天守台	多くの場所で乱雑な積み 方・間詰石の抜けが認められる。 樹木の生長により見えにく くなっている。	危険と判断される石垣は補 修等を適切に行うなどの管 理をする必要がある。 樹木整備を行い、景観保全 する必要がある。	石垣は、昭和 29 年の天守閣再建 時に改変してい る可能性があ る。	

③本丸跡

○石垣

【現状】

石垣各所に孕みや、石材自体の割れ、間詰石の脱落といった劣化が確認されている。 石垣カルテを作成した。

石垣に生える樹木、草本類は定期的に除伐・除草等が行われている。



〔写真3-14〕本丸石垣状況



〔写真3-15〕本丸石垣の劣化状況

【課題】

孕み部分など危険と判断される石垣や石材は、補修等を適切に行うなど、継続して 管理する必要がある。

引き続き、樹木・草本類の管理を行う必要がある。

○露出遺構

【現状】

石積階段に不安定な場所があり、遺構の保全ならびに来訪者の安全性の問題から常時大走り部分への立ち入りなどができない。

石積階段の築造年及び構造等が不明である。

府史跡の構成要素であるため、これまで手摺等の設置がされておらず、来訪者等の 通行に支障がある。



[写真3-16] 露出遺構(石積階段)状況



〔写真3-17〕石積階段劣化状況

【課題】

遺構の保全ならびに活用時の安全確保を念頭に不安定部分などの定期的な状態確認と維持管理および必要に応じた補修を行っていく必要がある。

築造年代を含む石積階段の内容等を明らかにする必要がある。

来訪者等の安心・安全な通行について検討する必要がある。

○地下遺構

【現状】

地下遺構の全容解明ができていない。

岸和田城の地下遺構の存在および保護等について、市民周知が図れていない。

【課題】

遺構の遺存状況等、内容の解明する調査が必要である。

調査成果ならびに地下遺構の保護等について、市民への普及啓発が必要である。

〔表3-7〕 本丸跡部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	本質的価値を構成する枢要の諸要素における現状と課題			
	要素	現状	課題	備考
	石垣	孕みや間詰石の脱落がある 石垣カルテを作成した。 樹木・草本類の定期的な管 理をしている。	カルテ等に基づき、危険と 判断される石材等について 補修等、適切な管理が必要 である。 樹木・草本類の継続的管理 が必要である。	
A地区(本丸跡)	露出遺構	石積階段は、安全性等の問題があり、来訪者の犬走り部分への立ち入りは常時行っていない。 石積階段の築造年及び構造等が不明である。 府史跡の構成要素のため、手摺等が未設置であり、来訪者等の安全な通行に支障がある。	石積階段について、管理・ 補修の必要性を検討する。 築造年代を含む石積階段の 内容等を明らかにする必要 がある。 来訪者等の安心・安全な通 行について検討する必要が ある。	
	地下遺構	府史跡の全容解明ができない。 遺構の所在、保護の市民周 知ができていない。	遺構の遺存状況等、内容の解明が必要である。 調査成果、遺構保護の市民への普及啓発が必要である。	陣の庭用地と重

④散策路

散策路の現状と課題を検討するにあたり、A地区及びB地区の散策路を次のとおりとする。このうち、園路の現状と課題は以下の通りである。

〔表3-8〕散策路分類表

	地区	名称	定義
	A地区	園路	散策路のうち、八陣の庭を周囲から鑑賞するためのものをいう
		通路	散策路のうち、園路へ導線するものをいう
散策路			※石積階段は、露出遺構として扱う
	B地区	外周園路	散策路のうち、城を周囲から鑑賞するためのものをいう
		公園内通路	散策路のうち、二の丸公園内に設けられたものをいう

【現状】

多聞櫓・隅櫓外側の園路は、狭隘で全ての見学者が庭を四方から見学することができない。

園路の一部は、土及び砂利敷きの園路となっている。

園路の一部を樹根が横断して伸長しており、路面が平滑でなく歩きにくい。

【課題】

多聞櫓・隅櫓周辺の回遊性を確保する必要がある。

未舗装部分を整備し、来訪者の利便性を確保する必要がある。

景観に配慮した舗装等の必要性を考慮する必要がある。

園路面を横切る樹根の除去等、整備を行う必要がある。

	本質的価値	を構成する枢要の諸要素に	おける現状と課題		
	要素	現状	課題	備考	
A地区(散策路)	園路	が庭を四方から見学することができない。 園路の一部は、土及び砂利敷きの園路となっている。 樹根が園路を横断して伸長		隅櫓との動線干 渉がある。	
路)	副次的な価値には関わらない諸要素(活用上有益な要素)における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
	通路	より、歩きにくい箇所がみられる。 路面の傾斜がきつい部分がある。	段差等の解消による利便性 向上を検討する。 車椅子利用者等への配慮が 必要である。		

⑤建造物

○多聞櫓・隅櫓

【現状】

多聞櫓・隅櫓は展示施設として活用しているが、庭園を解説する展示がない。 施設の耐震性が不明である。

入り口は2か所あるが、庭園側入口の段差により車椅子利用者等の入室が難しい。

【課題】

庭園と絡めた建物の活用・整備を検討する必要がある。

耐震性に関する調査が必要である。

全ての来訪者が安全・安心に入室できる必要がある。

○土塀

【現状】

塀部分に黒ずみが多くみられ、八陣の庭・府史跡・公園の景観を阻害している。 施設の耐震性が不明である。

経年劣化が進んでいる。

【課題】

定期的に補修(塗り替え等)等維持管理を行っていく必要がある。 耐震性に関する調査が必要である。

○城門(櫓門)

【現状】

- 2階は貸室となっている。
- 1階及び2階の活用が不十分である。

施設の耐震性が不明である。

【課題】

施設の活用を検討する必要がある。 耐震性に関する調査が必要である。

[表3-10] 建造物部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	本質的価値に連続する価値を構成する諸要素における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
A地区	多聞櫓・ 隅櫓	ない。 施設の耐震性が不明である。 庭園側入口の段差により、	整備を検討する必要がある。		
(建造物)	土塀	黒ずみが八陣の庭・府史 跡・公園の景観を阻害して いる。 経年劣化が進んでいる。 耐震性が不明である。	定期的な維持管理が必要である。 耐震性に関する調査が必要である。		
	城門(櫓門)	1階及び2階の施設の活用が不明瞭である。 門の塗装が傷んでいる。 耐震性が不明である。	他の建物と絡めた活用を検討する必要がある。 定期的な維持管理が必要である。 耐震性に関する調査が必要である。		

⑥植物

保存活用計画に準じ、庭園から見える範囲をI区、庭園から見えない範囲をII区とし、石垣法面、犬走りおよび本計画におけるB地区にかかる範囲を加え、二の丸、堀端などを含める範囲を新たにIII区として設定した。植物についてはI区~III区の区分ごとに植物の適正な維持管理を図っていく。

○樹木類 (I区)

【現状】

- 一部の樹木が庭園から天守閣、天守閣から庭園への眺望を阻害している。
- 一部の樹木が、城の景観を損ねている。
- 一部の樹木の根が、庭園・園路・土塀等の施設に損傷 (亀裂等)、影響を及ぼしている。

【課題】

本質的価値の維持のため、庭園・天守閣等に対する眺望を確保する必要がある。 城の景観や施設等に影響を及ぼしている樹木整備を進める必要がある。

〇草本類 (I区)

【現状】

植えられている草本類は芝生のみである。

【課題】

芝生の項目で記述。

○樹木類(Ⅱ区)

【現状】

一部の樹木が天守閣への眺望や景観を阻害している。

【課題案】

天守閣に対する眺望を確保する必要がある。

景観等に影響を及ぼしている樹木の整備を進める必要がある。

○樹木類(Ⅲ区)

【現状】

石垣・犬走りの樹木は、定期的に伐採等の管理を行っている。

【課題】

自然に生えるため、継続して樹木管理を行う必要がある。

○草本類(Ⅲ区)

【現状】

百間堀の水草類の繁茂に伴い水質等の悪化がみられる。

【課題】

堀の環境保全を図る必要がある。

	副次的な価値を構成する諸要素における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
	樹木類 (I 区)	一部の樹木が庭園・天守閣等への眺望を阻害している。 一部の樹木が堀外側からの天守閣への眺望を阻害している。 一部の樹木が、庭園・園路・土塀等の施設に損傷等の影響を及ぼしている。	施設や景観等に影響を及ぼ している樹木整備を進める		
	草本類 (I 区)	植えられている草本類は芝 生のみである。	芝生の項目で記述。		
	<u> </u>	直には関わらない諸要素(活用上有益な要素)におい	ける現状と課題	
A 地	要素	現状	課題	備考	
区(植物)	樹木類 (Ⅱ区)	樹木が生い茂り、一部が天 守閣への景観を阻害してい る。	天守閣に対する眺望を確保する必要がある。施設や景観等に影響を及ぼしている。樹木整備を進める必要がある。 城郭への樹木管理(枯死や倒木発生時の取扱の決定等)が必要である。		
	副次的な価値には関わらない諸要素(その他の要素)における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
	樹木類 (Ⅲ区)	繁茂した場合、堀端からの 府史跡(石垣等)への景観 を阻害する。 石垣・犬走りから生えた樹 木は、定期的に伐採等を行 っている。	府史跡(石垣等)に対する 眺望を確保する必要があ る。		
	草本類(Ⅲ区)	繁茂した場合、城跡の景観 を阻害する。 堀内の水草類の繁茂。	城跡としての景観を保つために定期的に草刈・除草が必要である。 水草類(睡蓮)の除去。		

⑦工作物

○ベンチ(作庭時設置のベンチ)

【現状】

経年劣化が進み、一部のベンチに傷み等がある。

【課題】

補修等、劣化対応が必要である。

〔表3-12〕 工作物部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	副次的な価値を構成する諸要素における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
	ベンチ (作庭時の 設置)	設置後 70 余年が経過し、 劣化がみられる。	補修対応が必要である。	洗い出し仕上げ の再現は困難	
	副次的な価値	値には関わらない諸要素	(活用上有益な要素) にお	ける現状と課題	
	要素	現状	課題	備考	
	ベンチ (後世の 新規設置)		庭園・天守閣等の景観に配 慮した設置位置の再検討が 必要である。	平成 23 年の設置	
A 地 区	石碑/記念 碑 (岸和田城 跡 関連)	城との関連性が分かりにくい。 様々なデザインの碑が無秩 序に設置され、景観を損ねている。 漢文体の碑文である。	設置内容等の基準を定める 必要がある。 翻刻等による碑文内容の説		
宜		学となき にの説明に必無針	明が必要である。		
工作物)	説明板	様々な意匠の説明板が無秩 序に設置され、景観を損ね ている。 記述内容に不備がある。	設直基準を設ける必要がある。 記載情報の訂正、更新が必要である。		
	その他 サイン 施設	様々なデザインの説明板が 無秩序に設置され、景観を 損ねている。 耐久性の低い材質で作られ たものがある。 設置者が不明なものがあ る。	景観等に配慮した説明板の 設置基準を設ける必要があ る。 設置者を明らかにする必要 がある。		
		'ఎం	設置を含め統一的な管理が 必要である。		
	ライト アップ 器具	器具は LED 式に更新されている。 様々な色を投影可能だが 1 方向からのみとなっている。	天守閣に投影するものであり八陣の庭の景観に対応した器具ではない。 八陣の庭への応用を検討する。		
	門灯	デザインが城の歴史的景観 等にそぐわない。	城の景観等に配慮したデザインにする必要性がある。	光源のLED化は対 応済	

	副次的な価値	値には関わらない諸要素	(その他の要素) における	現状と課題
	要素	現状	課題	備考
	石碑/記念碑 (岸和田城跡 に無関係)	城に関係ないものが認めら れる。	周辺景観への影響から、撤去・移設も視野に入れた取扱された取り	
Α	に無関係が	でエフンファケートレン・フ	扱を検討する必要がある。	
地区(工	看板	デザインに統一性がなく、 景観を阻害している。	景観に配慮した意匠にする 必要がある。 設置基準を整備する必要が ある。	
作物)	鉄釜	設置者及び設置経緯、意図 が不明である。 管理者が不明である。	設置経緯を調査し、城と直 接関係の無いものは撤去あ るいは移設を検討する。	
	井戸状 工作物	城との関係性が不明である。 井戸ではない。	安全性を確保できるよう、 撤去・埋め戻し等の措置を 検討する必要がある。	
	旗掲揚柱	使用されていない。 劣化が進んでいる。	管理者が適切に管理する必 要がある。	

(2) B地区の諸要素についての現状と課題

①二の丸跡

○石垣

【現状】

孕みや天端石や間詰石の抜けがみられる。 石材の割れ等、劣化が認められる。 樹木の生長が認められる。 石垣カルテを作成している。

【課題】

石垣カルテによる石垣の定期的な状態確認を進める必要がある。 石垣の補修及び樹木の伐採等、適切な維持管理を行う必要がある。

○堀 (本丸周囲の堀)

【現状】

堀水の水質悪化がみられる。 堀への主な流入水は雨水である。 堀底への泥の堆積が進んでいる。

【課題】

堀の水質改善に向け、アオコ発生等の富栄養価対策等を検討する必要がある。 泥の堆積の対策を行っていく必要がある。

○堀(百間堀/二の丸周囲の堀)

【現状】

堀水の水質悪化が進んでいる。 堀への流入水は本丸周囲の堀からの落水である。 水草等が繁茂している。 堀底への泥の堆積が進んでいる。

【課題】

堀の水質改善を図る必要がある。 流入水量の確保を検討する必要がある。 水草等を駆除する必要がある。 泥の堆積の対策を行っていく必要がある。

城郭や八陣の庭の情報発信量が不足している。

○二の丸広場

の便益施設がある。

【現状】

都市公園の千亀利公園二の丸広場として憩いの場になっている。

「観光交流センター」、「市民道場心技館」「二の丸多聞(千亀利公園公衆トイレ)」等

【課題】

城郭および八陣の庭の情報発信を行う必要がある。 憩いの場として、賑わいの場として活用していく必要がある。

〔表3-13〕 二の丸跡部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	本質的価値に連続する価値を構成する諸要素における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
B地区(二の丸跡)	石垣	石材の劣化や孕み等の石垣 の異常がみられる。 隙間に樹木が生えている。 石垣カルテを作成した。	石垣カルテによる適切な石 垣の管理・補修が必要であ る。 樹木の管理等を行う必要が ある。		
	堀 (本丸周囲 の堀)	水質悪化がみられる。 流入水は雨水のみで、十分 な水量が得られていない。 泥の堆積により水深が浅く なっている。 アオコが発生している。	堀の水質改善を進める必要 がある。 流入水量の確保する必要が ある 水質改善に十分な水深の復 元について検討する必要が ある。 富栄養化対策を検討する必 要がある。		
	堀 (百間堀/ 二の丸周囲 の堀)	水質悪化がみられる。 流入水は本丸周囲の堀から の落水のみで、十分な水量 が得られていない。 泥土の堆積が進んでいる。 水草等が繁茂している。	堀の水質改善を進める必要がある。 流入水量の確保する必要がある 水質改善に十分な水深の復元について検討する必要がある。 酸素欠乏対策を検討する必要がある。		

B 地	地下遺構	府史跡の全容解明ができない。 遺構の所在、保護の市民周知ができていない。 直を構成する諸要素におけ	への普及啓発が必要である。	
区	要素	現状	課題	備考
(二の丸跡)	二の丸広場	都市公園千亀利公園二の丸 広場として憩いの場になっ ている。 城郭や八陣の庭に関する情	憩いの場として、賑わいの場として活用していく必要がある。 施設を活用した城郭および 八陣の庭の情報発信を行う	令和6年4月1

②散策路

○公園内通路・外周園路(道路・堀端)

【現状】

車道は石畳による舗装となっている。 車道を車両と通行人が利用している。

【課題】

石畳の補修が必要である。

車両から歩行者の安全を保護する必要がある。

[表3-14] 通路部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	副次的な価値	直には関わらない諸要素(活用上有益な要素)におり	ける現状と課題
	要素	現状	課題	備考
	公園内通路		岸和田城跡を想起できるような園路整備を行う必要が ある。	
B地区(散	外周園路 (道路)	石畳が外れやすく不安定である。 本丸と二の丸との動線が車 の通行で遮断されている。		
策路)	外周園路 (堀端)	より傷んでいる。 昭和5年に設けられた遊歩	植栽による堀端の修景を図ると共に、都市公園として植生の計画的管理(サクラ/ヤナギ等の再植栽)が必要である。 地形上、また遊歩道の構造上スロープ等の設置が困難であるため、来訪者の利便に配慮する必要がある。	

B 地	副次的な価値には関わらない諸要素(その他の要素)における現状と課題				
区	要素	現状	課題	備考	
(散策路)	木橋跡	昭和5年の公園整備に設置 されたが、現時点で名勝・ 府史跡とは無関係の橋の受 け口跡だけが残る。	城に本来は無かったものであり、景観上誤解を与えることから受け口の撤去等を検討する必要がある。	木橋は名勝・府 史跡とは無関係 である。	

③建造物

【現状】

石垣上に鉄筋コンクリート造の建造物(千亀利公園公衆トイレ)が乗っている。 建築物(市民道場心技館)の老朽化が進んでいる。

【課題】

石垣への影響を把握する必要がある。

耐震調査等を行い、建造物(建築物)の除却等の判断をする必要がある。 建て替えにあたり、名勝および府史跡への影響を検討する必要がある。

[表3-15] 建造物部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	副次的な価値	直には関わらない諸要素(活用上有益な要素)におり	ける現状と課題	
	要素	現状	課題	備考	
В	観光交流センター	展示施設ならびに休養施設 として活用されている。 施設は、指定管理者により 運営されている。	岸和田城の賑わいの場の創 出に向け、施設の活用内容 の検討が必要である。		
地区	二の丸多聞 (千亀利公園 公衆トイレ)	鉄筋コンクリート造の建物 が石垣遺構に乗っている。	杭基礎があるので全荷重は かかっていないが、下部の 石垣の管理は必要である。		
(建造物)	副次的な価値には関わらない諸要素(その他の要素)における現状と課題				
	要素	現状	課題	備考	
	市民道場 心技館	武道場として利用されてきたが、耐震対応ができないため、他施設への機能集約をする。	建物の撤去	令和6年4月1 日 岸和田市民 道場設置及び管 理条例廃止	

④植物

【現状】

都市公園として管理されており、いろいろな樹種の樹木が植栽されている。 いろいろな花卉が手植えされている。

【課題】

植栽管理し、景観等に配慮する必要がある。

[表3-16] 植物部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

В	副次的な価値には関わらない諸要素(活用上有益な要素)における現状と課題					
地	要素	現状	課題	備考		
区 (植	樹木類 (Ⅲ 区)	樹種が不揃いである。	樹木の管理基準の整備が必 要である。			
植物)	草本類 (Ⅲ区)	管理基準が定まっていない。 い。	管理基準の整備が必要であ る。			

⑤工作物

【現状】

様々なデザインの説明板が存在する。

八陣の庭へ誘導するサインがない。八陣の庭・府史跡に関するサインがない。 城、史跡に関係のない工作物の設置が認められる。

【課題】

サイン計画に基づくサインの設置等を進める必要がある。

工作物の管理を進める必要がある。

〔表3-17〕 工作物部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

	副次的な価値	副次的な価値には関わらない諸要素(活用上有益な要素)における現状と課題					
	要素	現状	課題	備考			
	説明板	デザインに統一性がなく、 景観を阻害している。 耐久性の低い素材で作られ たものが含まれる。	景観に配慮したデザインに する必要がある。 設置基準を整備する必要が ある。				
B 地 区 (デ	盾段	車イス利用者が通行できない。	バリアフリー対応、また は、五風荘側で車イスは登 れない旨の案内が必要であ る。				
(工作物)	ライトアッ プ器具 (照明)	器具は旧式であり岸和田城 跡の景観に影響がある。 電力消費が激しい。	岸和田城跡の景観に配慮した器具に更新する必要がある。				
	ベンチ	さまざまな意匠のベンチがある。	意匠の統一等を検討する必 要がある。				
	副次的な価値	副次的な価値には関わらない諸要素(その他の要素)における現状と課題					
	要素	現状	課題	備考			
	石碑/	名勝/史跡に無関係なもの	設置方針の決定、設置基準				
	記念碑	がみられる。	の作成が必要である。	関係がない。			

⑥管理運営体制

八陣の庭ならびに岸和田城跡は、土地の所有は岸和田市であるものの、管理等には 庁内の様々な部門が関与し、現在、管理は複雑な状況となっている。

具体的には、文化財部門の「郷土文化課」、都市公園部門の「水とみどり課」、観光部門の「観光課」が中心となって各職掌に基づきつつ、連携を図りながら管理等を進

めているが、今後は3課以外に全庁の連携が必要であり、そのための体制整備の検討 が必要である。

(3) 範囲外の諸要素についての現状と課題

①周辺文化財

五風荘および五風荘庭園(市指定)と岸和田市立自泉会館(国登録有形)は今回の 計画の範囲外だが、周辺の文化財として来訪者の周遊に資する必要があるため、要素 として記載する。

〔表3-18〕 周辺文化財部分の諸要素における現状と課題(構成要素別課題)

範囲外	副次的な価値には関わらない諸要素(活用上有益な要素)における現状と課題					
	要素 現状		課題	備考		
外(周辺文化財)	五風荘・ 五風荘庭園 (市指定)	庭園の知名度、認知度が低い。	名勝庭園同士での連携/周 遊設定などを検討する。			
文化財)	岸和田市立 自泉会館 (国登録)	城との周遊コースの設定が 難しい。	周遊の設定を検討する必要がある。			

6. 課題の総括

以上、八陣の庭の本質的価値等に基づくA・B両地区の構成要素について現状と課題を抽出してきた。次に各課題を保存のための整備と、活用のための整備に分け、さらに個々の優先度に基づき短期対応課題・長期対応課題としてその概要を示す。

(1) A地区

保存のための整備を軸とし、八陣の庭の価値を高める活用を行う。そのために八陣の庭の構成要素の劣化等への対応が継続して必要である。特に縁石の欠失や白砂の劣化等の対応や庭園と天守閣の一体化した景観の保全を念頭に整備を行う必要がある。

なお、八陣の庭の整備ならびに散策路、多聞櫓・隅櫓等の天守閣以外の建造物の整備ならびに植栽の整備は、現在進んでいる岸和田城天守閣耐震補強工事と連動した取り組みが必要である。

(2) B地区・地区外

岸和田城跡の保存を念頭に、都市公園としての憩い、賑わいの場創出に向けた活用のための整備を軸とする。具体的には地区外の五風荘、五風荘庭園、自泉会館などの文化財との連携を図るための動線整備や地区内の施設の施設管理等を中心とする。

なお、二の丸の観光交流センターは、岸和田城天守閣耐震補強工事と連動した取り 組みが必要である。

〔表 3-19〕各地区構成要素の課題の優先度

保存のための整備

地区	区分	要素	短期対応課題	中・長期対応課題	整備内容
	庭園	景石、縁石、白砂(砂紋)、芝生	白砂床面状態把握 白砂追加	景石管理、縁石欠損 縁石 樹根の処置の検討 芝種の統一	保存・修復
	建造物	天守閣	耐 震 補 強 工 事バリアフリー工事		
		多聞櫓・隅櫓、城門(櫓門)	園路と絡めた活用 バリアフリー工事	耐震調査	
A		土塀	補修	耐震調査	
	石垣	天守台 石垣	補修 樹木整備		
	遺構	露出遺構(石積階段)	バリアフリー手法 検討・補修	石積階段の内容調査	
		地下遺構		内容の解明・市民への普及 啓発	
	植物	樹木(Ⅰ区・Ⅱ区・Ⅲ区)	伐採・剪定	植栽管理	
		草本類(Ⅰ区・Ⅲ区)	刈込	植栽管理・堀の環境保全 (Ⅲ区)	
	二の丸跡	石垣		継続管理・補修	
В		堀		浚渫等環境整備	
	植物	草本類(Ⅲ区)		植栽管理	

活用のための整備

	庭園	砂紋		描紋担い手育成	公開活用
		竹柵		交換	
	建造物	天守閣 多聞櫓・隅櫓 城門(櫓門)	施設活用検討 バリアフリー工事	バリアフリー対応手法検討 (来訪者対応・その他)	公開施設・ 公開活用 便益・管理
		観光交流センター	施設活用検討		
		市民道場心技館	機能集約 廃止		公開施設·
		二の丸多聞(公衆トイレ)		石垣管理	公開活用
	散策路	園路・通路	回遊性確保、バリ アフリー工事(園 路)	バリアフリー対応手法検討 (通路他) 樹根の除去	動線
A • B		公園内通路・外周園路		岸和田城跡を想起できるよ うな園路整備・石畳補修	動線・周辺 環境
	工作物	ベンチ(作庭時設置) ベンチ(A 地区作庭後設置)	補修等 移設		便益・案内
		ベンチ(B地区)	1分成	意匠の統一	
		石碑/記念碑		設置方針・設置基準の作成	
		説明板		景観に配慮したデザインを 検討	
		その他、サイン施設		一元的な管理	
		ライトアップ器具(A地区)	更新 (天守閣)	ライトアップ方法検討 (庭)	
		ライトアップ器具 (B地区)		岸和田城跡の景観に配慮し た器具に更新	
		鉄釜・井戸状工作物・旗掲揚柱		撤去・他	
地区外	周辺文化財	五風荘、自泉会館等	周遊ルート整備		関連文化財

第4章 基本方針

本章では、八陣の庭の本質的価値、また新たに提示した「本質的価値に連続する価値」を含む多様な価値を保存し継承するため、岸和田城庭園(八陣の庭)保存活用計画における「大綱・基本方針」及び当計画第3章で抽出した現状と課題を踏まえ、保存管理の基本方針、活用の基本方針、整備の基本方針を示す。

1. 保存管理の基本方針

(1) 名勝「岸和田城庭園(八陣の庭)」とともに大阪府指定史跡岸和田城跡を保存し 継承していく。

2. 活用の基本方針

- (1) 名勝を保存するだけでなく、名勝を利用した「活用する庭」をめざす。
- (2) 八陣の庭ならびにその土台となる府史跡が一体となった次に示す活用を推進し、 市民に親しまれる名勝・史跡を目指す。
- ① 歴史・文化遺産の理解を深めるための活用
- ② 岸和田城跡の賑わいの場の創出並びに地域活性化につなげるための活用

3. 整備の基本方針

- (1) 保存のための整備
- ① 八陣の庭の本質的価値を保護するため、日常的な維持管理を適切に行い、必要に 応じて保存修理を実施する。
- ② 八陣の庭と岸和田城天守閣が一体となった景観を保全するよう努め、昭和 47 年を一つの基準とする。
- ③ 八陣の庭の保存に影響を与えない範囲で、府史跡の実態解明等に関する調査研究を進め、当該成果を整備に反映する。

(2)活用のための整備

- ① 八陣の庭と府史跡の価値や魅力について理解を促す施設整備を推進する。
- ② 八陣の庭が岸和田城天守閣と一体である本質的価値を顕在化させるよう、周遊、 視点場を意識した環境整備を推進する。
- ③ 市民の憩いの場として、八陣の庭と岸和田城跡の価値を高める公開活用や周辺文 化財との連携を推進する。

4. 管理•運営体制

- (1) 八陣の庭の本質的価値の保護と府史跡の保存管理に関する庁内体制の整備
- ① 八陣の庭利活用検討委員会の設置

第5章 整備計画

1. 全体計画及び地区別計画

(1)全体計画

八陣の庭が有する本質的価値である「四周からの鑑賞を可能とした庭園」、「類をみない作庭テーマ」、「均衡に優れた石組」の保存・継承と合わせ、岸和田城と八陣の庭が一つになった景観の保全に努めるための整備を行う。

八陣の庭、周囲の石垣及び天守閣を含む周囲の建造物の保存、景観の維持に努める とともに、八陣の庭のもつ「活用する庭園」という側面をいかした利活用を推進する。 一方、八陣の庭と連続する価値を持つ岸和田城跡は、様々な観点から活用を検討し、 八陣の庭を含めた岸和田城跡に賑わいの場を創出する。

以上のことを踏まえ、本計画では関係各課の所管する分野において、連携協力し適切な整備を行う。

(2) 地区別計画

A地区は保存のための整備を中心に位置づけ、保存整備・管理活用を行い、本質的価値の維持を進める。B地区は、活用を中心に位置づけ、賑わい創出のための整備を進める(図5-1)。

① A地区計画

A地区は八陣の庭を中心とし、八陣の庭の本質的価値の保存を目的とする整備を進める。全体的な整備は重森が城の「角櫓(原文ママ)や土塀全部が完成されて一段と美観を添えた」と評価した昭和 47(1972)年を一つの保存基準とし(以下、保存基準年という)、その当時の景観と周辺環境の保全を行う。具体的には以下のように進める。

【方針】

- ・八陣の庭が有する本質的価値の保護ならびに価値の周知・理解に向け、八陣の庭の 構成要素を保存・修復する。
- ・天守台の石垣及び本丸の石垣は必要に応じて補修等を行う。
- ・天守閣からの眺望と、天守閣と一体化した景観の保全に向け樹木整備等を行い、八 陣の庭と天守閣の景観を整備、動線・周遊ルートを設定する。
- ・ガイダンス施設として既存施設を整備し、新たな建造物は原則として建設・設置しない。
- ・市は八陣の庭のもつ本質的価値をいかす利活用を推進する。

②B地区計画

八陣の庭と連続する価値として岸和田城跡の景観を保全するとともに様々な活用を 通じて、八陣の庭を含めた賑わいの場とする。

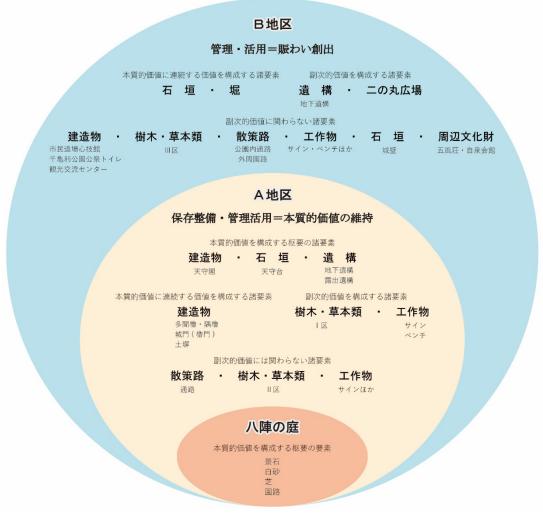
そのために府史跡岸和田城跡と都市公園が調和した景観を保全できる整備を行う。 さらに岸和田城周辺の文化財との連携を図れるよう動線・周遊ルートの整備を行い、 岸和田城跡全体でその歴史を体感できる環境整備を進める。

【方針】

- ・石垣や堀を保全し、岸和田城跡の景観保全を行う。
- ・城周辺の文化財と連携した周遊路の整備及び地区内の既存施設の整備により歴史を 体感する環境を整える。



[写真5-1] 八陣の庭及び岸和田城跡航空写真(イメージ)



[図5-1] 地区別事業概念図(庭園とA地区、B地区の事業分け)

2. 構成要素の保存・修復に関する計画

八陣の庭では、景石、縁石、白砂の劣化が進んでいる。このうち景石は令和 4 (2022) 年度に保存修理が終了したが、引き続き経過観察を要する。

縁石に関しては経年劣化による石材の亀裂や原位置からのズレ、欠失等が認められ、 また、平成29年に滅失したマツの樹根の影響も大きく、一部損壊している。

砂紋を構成する白砂も、周囲の樹木からの落葉や土の混入、鉄(かな)さびによる変色、細粒化等により白砂の劣化が進み、八陣の庭独特の砂紋の描紋が困難になりつつある。

さらに八陣の庭周囲に植えられた芝生は、作庭後様々な品種の芝が補植されたことで植生が乱れており、八陣の庭の景観を損なう状況が危惧される。

この他、立ち入りを防止する竹柵は、常に劣化等を管理する必要がある。園路(散策路)も現状、重森三玲の作庭意図である全ての来訪者が「四周から庭の観覧ができる」を実現できていない。

以上、八陣の庭の本質的価値を維持していくために、本質的価値を構成する枢要の 諸要素の保存・修復の計画について、以下に示す。

【方針】

- ○重森三玲の作庭意図を保存・継承し、八陣の庭の本質的価値の維持のため、天守閣の外観と作庭時の景観、状態を保全する。
- ○保存基準年を一つの基準とし、八陣の庭を含む城跡全体の保全を目指した整備を進める。
- ○岸和田城跡の遺構等を保護する。
- ○来訪者の安全・利便に配慮した整備を進め る。
- ○耐震強度が不明な建造物について耐震強度に 関する調査を実施する。



[写真5-2] 岸和田城天守閣と八陣の庭

(1) 庭園の保存修復に関する計画

a. 景石·縁石

- ・修復を終えた景石は、経過観察を行い適切な管理を行う。
- ・縁石の本格的な修復は、樹根の影響が認められなくなるまで行わない。
- ・本格的修復までの間、縁石は応急的修理に留める。

b. 白砂

- ・白砂の旧状、白砂の厚み、白砂下に堆積する 腐葉土の厚み、堆積状況の調査を行う。
- ・白砂の追加(交換)は白川砂の入手が困難な場合は代替砂として、白色度が高く、粒径1 cm未満の亜角礫の花崗岩を使用する。
- ・床面の状況を調査・確認し亀裂がある場合は 景石に対する地下水の影響を防ぐため補修する。



(母員3-3) 庭園・白砂と砂紋

c. 竹柵

- ・竹柵の日常管理を行う。
- ・劣化した竹柵は、現状のななこ垣で補修する。

d. 芝生

・八陣の庭の景観保全上最適な芝種を検討し改植する。

e. 散策路(園路)

- ・四周からの散策、鑑賞が可能になるよう園路を整備する。
- ・多聞櫓・隅櫓内の一部を園路として整備する。
- ・園路は、全ての来訪者が安心・安全に散策、鑑賞できる ようバリアフリーに対処する。



- ・園路は、八陣の庭等の景観に配慮した、敷設素材、色調、構造等とする。
- ・表層にみえる樹根の影響を勘案し、撤去または樹根が落ち着いてから施工する。

(2) 建造物の保存・修復に関する計画

重森三玲は、八陣の庭を設計・作庭するにあたり、翌年に竣工する岸和田城天守閣を「天守閣からの眺望」、「更なる上空からの俯瞰的鑑賞」ができる建造物として設定し、各陣や景石も天守閣の存在を強く意識した配置を採っている。

このように、八陣の庭と天守閣は切り離すことのできない関係であることから、天守閣は八陣の庭の本質的価値を構成する枢要な要素として、八陣の庭と一体のものとして保護し、整備を進める。



[写真5-5] 天守閣からの八陣の庭の眺望

また天守閣は、建築家であり歴史家として知られる池田谷久吉の設計で、富山城天守(模擬)に次ぐ戦後2番目の復興天守として知られている。加えて、岸和田城天守閣には、岸和田市民や旧城主、旧家臣団などの岸和田城再建への思いが込められていることから、池田谷久吉の建築物の評価と相まって、建物自体にも歴史的な価値がある。

しかし天守閣は建築後 70 余年が経過しており、建物自体の劣化が進んでいる。また、耐震性の調査の結果、建造物の耐震強度が不足しており、建築年代上の点からバリアフリー対応が講じられていないことなど、さまざまな課題がある。

従って、今後天守閣では、八陣の庭の本質的価値の保全のために建造物の耐震対策 を講じたうえで、両者の一体的な関係を永続的に維持していく。

次に、A地区内に存する隅櫓や城門(櫓門)、土塀等は、重森三玲が「角櫓(原文ママ)や 土塀全部が完成されて、一段と美観を添えた」と肯定的に評価していることから、八 陣の庭の本質的価値の保全上重要な建造物であり、天守閣とともに維持、保存・修理 を検討していく。 以上により、八陣の庭が有する本質的価値の保全に向け、両地区内の建造物の保存・修復を進める。

a. 天守閣

- ・外観は現状維持し、修理に際しては現状の仕様を保 つ。
- ・八陣の庭が眺望できる整備を進める。
- ・天守閣は、岸和田市が定めた『市有建築物耐震化実施 計画』の基準を満たす強度を確保するとともに、バリ アフリー機能をもつ施設に改修する。
- ・天守閣の耐震強度の確保が困難な場合は、現位置での同様の天守閣再建を検討する。



[写真5-6] 岸和田城天守閣

b. 多聞櫓・隅櫓

- ・外観は現状維持し、修理に際しては現状の仕様を保つ。
- ・建物荷重等により建物下の石垣に影響を及ぼ す恐れがある場合は、対応方法を関係課と検 討する。
- ・建造物の劣化及び損傷が生じた場合は、修理 等を行う。
- ・耐震強度に関する調査を検討する。



〔写真5-7〕 多聞櫓・隅櫓

c. 城門(櫓門)及び土塀

- ・外観は現状維持し、修理に際しては現状の仕様を保つ。
- ・城門(櫓門)の劣化・損傷は修理等を行う。
- ・土塀に黒ずみ、劣化等が認められる場合は、 補修または、漆喰の塗りなおし等の改修を行 う。
- ・土塀が建物下の石垣に影響を及ぼした場合は、 実態を調査し、修理、改修方法を関係機関、 関係課と検討する。
- ・日常管理等により建造物の安全性を把握する。
- ・耐震強度に関する調査を検討する。



[写真5-8] 城門(櫓門)

(3) 石垣の保存・修復に関する計画

岸和田城跡の石垣は、A地区では八陣の庭の本質的価値を構成する枢要の諸要素である。B地区においては本質的価値に連続する価値を構成する要素に位置付けられ、 重森三玲が後世に残そうとした岸和田城跡の景観を形成する重要な要素である。

石垣は岸和田城の築城後、長い年月が経過し、天守台をはじめ石垣諸所に孕みや割れ、欠失、石材劣化等が進んでいる。また、城跡全体で安定した状態の石垣を維持し

ていく必要がある。

以上のことから、八陣の庭が有する本質的価値の保護に係り、A地区B地区を併せた石垣全体の方針を以下に示す。

【方針】

- ○石垣は、現状の管理を行いながら良好な状態を保全していく。
- ○日常的な維持管理を行い、異常を確認した場合は原因究明し、改善する。
- ○必要に応じ石垣カルテの更新等を行い、石垣の変化や修理履歴の一元管理を進める。
- ○積み替え、補修等を行う場合は、原則、復原とする。
- ○近代に改変された石垣は、現状維持とする。改変を受け城跡の景観と調和していないと判断される箇所については、積み替えも検討する。

①把握方法

- ・日常的な観察により石垣の状態を把握する。
- ・建造物建設に伴う石垣の改変の状態、石垣の安定性・耐久性に関係する各種の調査 を行い、石垣の状態を的確に把握する。
- ・孕み等、石垣の変状が認められる場合は、石垣変位調査(ガラス管等設置)を行い石垣の異常を把握する。
- ・変状の進行が認められる場合、必要に応じて保護のための処置を図る。

②補修·補強·修理方法

・日常的な観察あるいは調査で異常が確認された場合は以下の方法で補修、補強、修 理を行う。

部分補修 石材の異常に際し、石垣の構造に大きな影響を生じないと判断できる 場合に、石材補填、石材補修(接着含む)、間詰め等部分的な対応で留め る補修方法とする。

部分補強 石材及び背面基盤層・地盤面等、盛土の劣化により石垣の構造が脆弱 化している場合に、石垣全面の補強や地盤等を補強する方法とする。

解体修理 部分補修や部分補強の対応が不可能なほど、石垣に大きな破損・変状が生じている場合に、石垣を解体・再設置する方法である。

- ・石垣再構築にあたり可能な限り、現状の石材を用い、在来工法を用いて各石の原位 置に復する。
- ・再石積みにあたり、石(旧石)の加工は原則行わない。また対象の石垣箇所が積まれた時期の積み方に戻すことを原則とする。
- ・補充石材は、原則、花崗岩とする。

③個別箇所等

- ・天守台、本丸の石垣は、間詰めが必要と判断される箇所については、部分補修を行う(図5-2の①)。
- ・隅石、算木積み部分の欠落については、部分補修が可能かどうか調査を行い、補填、接着が実施できるか検討する(図5-2の②)。
- ・本丸北側、隅石、算木積み部分の孕みに関しては、石垣変位調査を行う。変位の進

行が見られた場合は、部分補強、解体修理を含め検討する(図5-2の③)。

- ・その他石垣の欠落、水ハバキ石垣(犬走り部)の天端石等は、石垣の保護、保全、 景観に影響があると認められる場合、適宜、部分補修する(図5-2の④)。
- ・二の丸及び堀端全体の石垣については、日常的な観察により変状を把握し、異常がある場合は対策を検討する(図5-2の⑤)。



[写真5-9] 天守台の石垣の現状①



[写真5-10] 天守台の石垣の現状② 間詰石の抜けが数多く認められる



[写真5-11] 天守台の石垣の現状③ 間詰石の抜け等が認められる



[写真5-12] 天守台の石垣の現状④ 隅石、算木積みの割れがみられる



[写真 5 −13] 本丸の石垣の現状①隅石、算木積みに孕みがみられる



[写真5-14] 隅櫓下の石垣の現状 隅石、算木積みに欠落がみられる



[写真5-15] A地区の石垣の現状①水ハバキ石垣天端石に抜け等がみられる



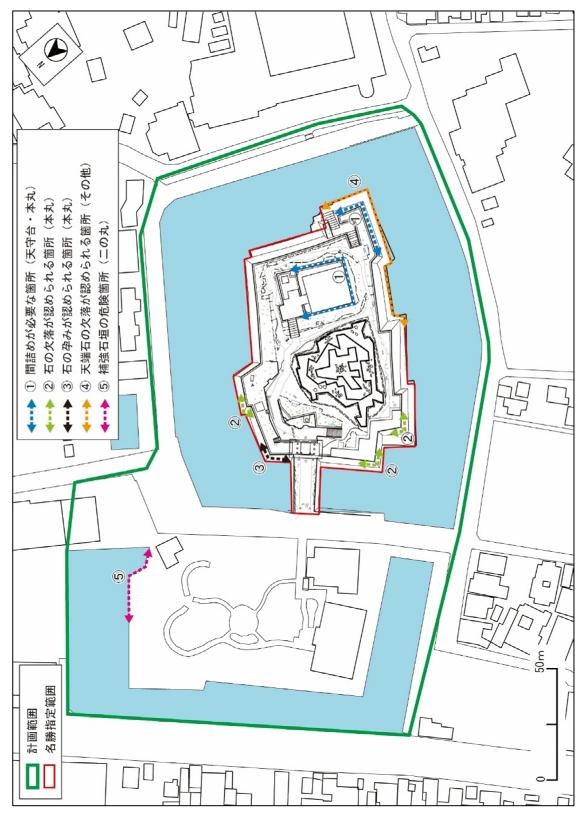
[写真 5 - 17] 千亀利公園公衆トイレ 間詰補修例



[写真5-16] A地区の石垣の現状② 算木積みの欠落、間詰めの抜けがみられる



[写真5-18] B地区直下の石垣の現状巻き石垣(補強の石垣)に孕みがみられる



[図5-2] 岸和田城跡石垣で把握されている変位個所

(4) 地下遺構・露出遺構の保存・修復に関する計画

A地区には、石積階段等岸和田城跡に関係する露出遺構が、また岸和田城築城から 廃城、そして現在までの岸和田城の歴史的な経過を示す様々な地下遺構が存在すると みられている。このうち露出遺構は、重森三玲が八陣の庭の作庭動機となった「岸和 田城跡の保存」に関連するものであり、地下遺構は岸和田城跡が辿ってきた歴史を伝 えるものとして重要である。

一方、B地区及び二の丸広場内には、正保城絵図に二之丸御殿等の建物位置表示があり、これまでの発掘調査でも地下遺構の存在も確認されている。これらは、岸和田城跡の歴史的価値を示す重要な要素である。

以上のことから、A地区ならびにB地区における地下遺構及び露出遺構の保存・修 復に係る方針と方法を次の通りとする。

【方針】

- ○遺構の遺存状況を把握し、必要に応じ調査を行う。
- ○調査結果に基づき、遺構保護を前提としながら通行の安全に資する設備の設置検討 を行う。
- ○大阪府史跡内のため原則現状変更不可とする。ただし八陣の庭を保護する行為、または八陣の庭の価値を高める行為等は、遺構保護の措置を講じた上で現状変更可能とする。

a. 地下遺構

- ・ 史料に基づき、岸和田城跡の遺構の遺存状況等について確認調査を行い、岸和田城 の実態を把握する。
- ・遺存が判明した遺構は保護措置を講じる。
- ・八陣の庭の保存措置と地下遺構の保護措置が相対する場合は、関係機関に意見を求めた上で、遺構の記録保存等、必要な措置を講じる。
- ・八陣の庭が所在する岸和田城跡への理解を深めるため、調査成果の公開等に努める。

b. 露出遺構

- ・保存のための整備等により遺構自体または土地を発掘する場合、文化庁に現状変更 許可申請を行うとともに、確認調査等の必要な措置を講じる。
- ・確認調査等で工事による露出遺構への影響があると判断される場合は、遺構の保護 について関係機関と協議する。



[写真5-19] 和泉国岸和田城絵図 正保元(1644)年 出典 国立公文書館デジタルアーカイブ



[写真5-20] 石積階段

3. 修景に関する計画

A地区は、八陣の庭の本質的価値の維持及び 周辺環境等を保全、並びに府史岸和田城跡の景 観を保つことを念頭に修景を行う。そのために は保存基準年をもとに景観および環境を植栽等 で整える修景整備を行う。特に保存基準年以降 も様々な樹木や草本類が全体的な計画なしに植 栽され、それらが成長することで、現在、樹根 による石垣や遺構への影響が大きく、さらに八 陣の庭の構成要素である白砂や庭園全体の景観 等にも影響を及ぼしている。



[写真5-21]
樹根の建造物(土塀)への影響

B地区では都市公園としての景観を維持し、地区の歴史的環境や、府史跡であることを踏まえ、活用や憩いの場の創出を目指した修景整備を行う。桜の名所である岸和田城跡は、シーズン中、市内外より多くの来訪者があり、観桜の場、憩いの場となっていることから、植裁管理を進め地区の賑わいやうるおいの場としての維持を継続する。

植栽は、樹木等が成長し石垣や地下遺構、城跡の景観への影響が懸念される。また 堀内は、植生環境・水質悪化の原因となっている水草を駆除し、現在の水草が繁茂す る以前の環境に戻す。

【方針】

- ○A地区は八陣の庭の本質的価値の維持を目的に、植栽の整備を行う。
- ○A地区は保存基準年における八陣の庭を含む城周辺の歴史を伝える景観として修景 整備を行う。
- 〇A地区の樹木の伐採、整枝等の判断の基準は以下の通りとする。

- ①庭園周囲から観覧した際に、庭園や天守閣への眺望を妨げていないか。
- ②天守閣から庭園を観覧した際に、庭園への眺望を妨げていないか。
- ③庭園または石垣・土塀等の構成要素に悪影響を及ぼしていないか。
- ④堀端から天守閣への眺望を妨げていないか。
- ⑤外部の景観阻害要因に対し、適切な遮蔽となっているか。
- ○庭園内にあったマツに関しては、植栽後の維持管理が困難であり、重森三玲のマツ に対する積極性も認められないことから、再植樹は行わないものとする。
- ○B地区は岸和田城跡の歴史的景観を保つ植裁管理を行う。
- ○B地区は岸和田城跡の賑わい創出、憩いの場の創出を目的に植栽の整備を行う。
- ○岸和田城跡の歴史に関係する記念碑、説明板等の工作物は現状を維持する。
- ○新たな工作物の設置は、八陣の庭、岸和田城跡の維持管理に必要なもの、ライフライン等、ベンチ(仕様は P71 参照)、岸和田城跡の歴史や来訪者の利便、防災、危機管理に関わるものとする。

(1) 植栽に関する計画

修景に関する計画のうち、植栽に関する計画を以下の通りとする。

a. A地区(I区)樹木

- ・石垣や庭園の景観に影響を及ぼす樹木は伐採または主幹、主枝、亜主枝を剪定、低木は刈込みをする。
- ・保存基準年以後に植樹された樹木は伐採を可能 とする。地下遺構に影響する抜根は行わない。
- ・樹根、幹、枝が石垣や建造物等に影響を与えて いる樹木は伐採する。
- ・庭園の上を覆い天守閣への眺望を阻害、また落 葉が庭園の砂紋に影響している樹木は剪定また は伐採する。天守閣からの庭園眺望を阻害する 樹木も剪定または伐採する。



[写真5-22] 八陣の庭の景観に影響を及ぼす樹木

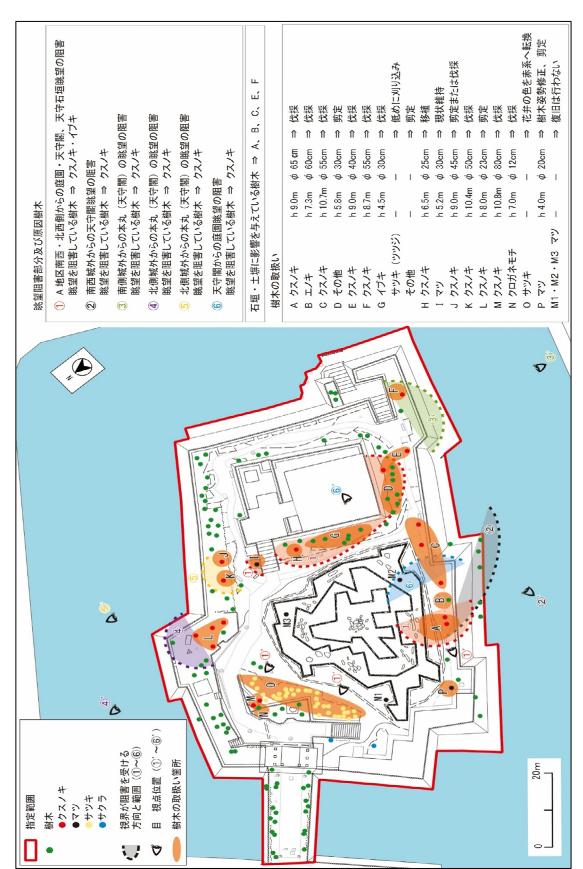
- ・来訪者の安全に影響がある樹木は伐採する。
- ・庭園南側のクスノキに関しては、上記に該当するため伐採する。
- ・上記以外の樹木は現状維持とし、八陣の庭の景観にふさわしい樹形の保全に努める。
- ・機会を捉えてサツキの花弁を朱赤系のものに植え替える。
- ・八陣の庭の本質的価値を維持する目的以外の植樹は禁止する。
- ・植樹の場合は同一樹種で地下遺構と景観上庭園に影響を及ぼさないものとする。

b. A地区(Ⅱ区)樹木

- ・岸和田城跡の石垣及び景観に影響を及ぼす樹木、保存基準年以後の植樹とわかる樹木は伐採可能とする。伐採後は地下遺構に影響する抜根は行わない。
- ・上記以外の樹木は現状維持とし、植裁管理により八陣の庭及び岸和田城跡にふさわ しい樹形を維持し、景観の保全に努める。
- ・来訪者の安全に影響がある樹木は伐採等を行う。

c. A地区(I区、II区)草本類

- ・現状維持とする。
- ・引き続き現在の植裁管理を行い、八陣の庭等の価値の保全に努める。



[図5-3] A地区樹木整備図

d. A地区(Ⅲ区)樹木・草本類

- ・A地区でのⅢ区は、石垣法面、水ハバキ石垣の犬走り部分が該当する。ここの樹木 は植栽されたものではなく自然に生えた実生木であるため、引き続き植裁管理に努 め、石垣、犬走りに悪影響を及ぼす樹木、草本類は全て適宜伐採、除去する。
- ・今後、犬走りの草本類の根絶を目標に手法を検討する。
- ・水ハバキ石垣保護のため、犬走りへの植樹等は禁止する。

e. B地区(Ⅲ区)樹木

- ・都市公園が管理する樹木は現状維持とし、引き続き植栽管理する。
- ・堀端の桜は現状維持とする。無断の植栽は禁止、管理者で撤去を可とする。
- ・来訪者の安全に影響がある場合、石垣等、岸和田城跡の遺構保護及び景観の保全上 支障をきたす樹木は伐採する。なお遺構保護のため抜根は行わない。
- ・枯死した桜は植え替えする。樹種はソメイヨシノを基本とするが、樹種選定により 開花時期をずらすなどの工夫も検討する。なお植樹は、石垣等の遺構に影響がない ように樹根防護シート等を用いる。

f. B地区(Ⅲ区)草本類

- ・石垣の草本類は、定期的な除草等の管理を進める。
- ・今後、無断で外来種を持ち込むことを禁止し、啓発する。
- ・堀内環境の保全のため、繁茂した水草を駆除する。
- ・繁茂した水草の駆除にあたっては、堀底面(岸和田城遺構面)の保存を原則とする。
- ・今後の堀の植栽管理について関係課で継続して調査を行い、堀内環境の変化と植生 の遷移について調査・検討を行う。



[写真5-23] 市民に憩いの場を提供しているサクラ



[写真5-24] 石垣に繁茂し、城の景観保全に影響を 及ぼす樹木等



[写真5-25] 堀の水質悪化の一因とされている水草(睡蓮)の繁茂状況

(2) 工作物の整備に関する計画

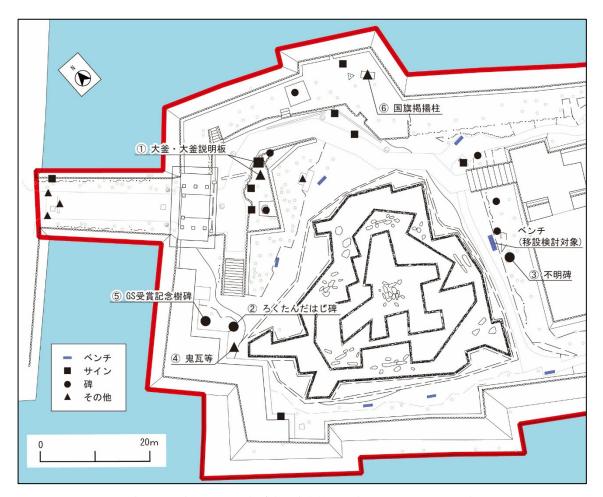
工作物に関しては、八陣の庭の価値を示すもの、八陣の庭に関わるもの、碑文等の 岸和田城の歴史を示すもののほかに、両地区内にあるベンチや説明板、意匠が不統一 で劣化が進む工作物もある。また、所管不明、意図不明の工作物もあり、整理する必 要がある。

- ・岸和田城跡の歴史に関係しない記念碑等は、撤去あるいは移設する。
- ・工作物は来訪者の利便ならびに岸和田城跡の管理に必要なものに限り維持管理する。
- ・表 5-1 にあげる工作物は撤去等を進める。撤去については関係課と協議を行い決定する。

〔表5-1〕各地区工作物ならびに対応表

※工作物番号は図5-7に同じ

				本校		
地区名	工作物種別・名称等	工作物番号※	所 管 (令和6年1月時点)	撤去 または 移設	詳細	
A	【設置物・サイン】 大釜・大釜説明板	1	観光課	0	岸和田城に関係ないことから、城外 移設を検討する。	
A	【設置物】 ろくたんだはし碑	2	不明	0	岸和田城に関係ないことから、設置 者の調査を行い、管理者等を明らか にした上で、管理者による城外移設 を検討する。	
A	【設置物】不明碑	3	不明	0	岸和田城に関係ないことから、設置 者の調査を行い、管理者等を明らか にした上で、管理者による城外移設 を検討する。	
А	【設置物】鬼瓦等	4	不明	0	岸和田城に関係ないことから、設置 者の調査を行い、管理者等を明らか にした上で、管理者による城外移設 を検討する。	
A	【設置物】 GS 受賞記念植樹	5	水とみどり課	0	岸和田城に関係ないことから、城外 移設を検討する。	
A	【設置物】 国旗掲揚柱	6	不明	0	岸和田城に関係ないことから、設置 者の調査を行い、管理者等を明らか にした上で、管理者による城外移設 を検討する。	



〔図5-4〕 A地区(一部)工作物位置図(番号は表5-1に同じ)

4. 動線計画

全ての来訪者に、八陣の庭の本質的価値を伝えるための動線整備を進める。

A地区は、城門(櫓門)から八陣の庭を全周、そして八陣の庭を眺望するための天守閣まで、現状ではわかりにくい八陣の庭の本質的価値を理解できる動線設定を進める必要がある。

B地区は、八陣の庭から連続する価値に位置付けられる、府史跡岸和田城跡としての歴史を体感する場所である。現状では城に関する歴史的建造物もなく、現認できる遺構は石垣、堀のみであり歴史的側面の全容を把握することが困難である。さらに都市公園としてのエリアと重なることからも、都市公園としての側面も有する。公園利用者、来訪者が岸和田の歴史を体感し、安全に楽しめる散策路の整備を進める必要がある。

各地区の動線整備方針及び方法を以下に示す。

【方針】

- ○A地区の動線は来訪者に八陣の庭の本質的価値を伝える設定とする。
- ○A地区の動線は全ての来訪者が安全・安心に見学等できるように整備する。
- B 地区の動線は来訪者に八陣の庭の本質的価値ならびに本質的価値に連続する岸和 田城跡の価値を伝える設定とする。
- ○B地区は岸和田城跡全体の賑わい創出を図る整備とする。

(1) A地区の動線計画

- ・全ての来訪者が、自由に八陣の庭を周遊し、天守閣上から八陣の庭を眺望できるような動線の設定を行う。
- ・従来の隅櫓の犬走り部分に加え、多聞櫓・隅櫓内を八陣の庭を周遊する園路の一部として整備、誘導する。
- ・条件により通行困難な場合は、代替する通行可能な選択肢(動線)を用意し、来訪者が自由に周遊できるよう整備する。
- ・動線は、バリアフリー整備をする。
- ・動線は、舗装等を景観に配慮した色調及び構造とする。
- ・バリアフリー化が困難な場所については、希望者の移動の介助等ができる支援策を 検討し、バリアフリーの代替とする。



[写真5-26] 園路(散策路)



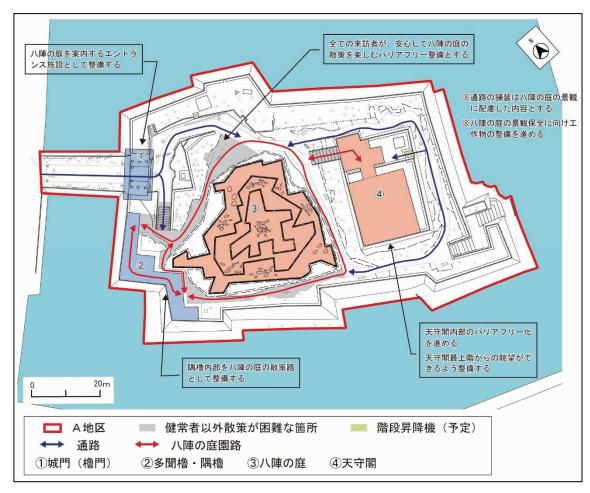
[写真5-28] 城門(櫓門)



[写真5-27] 園路(散策路)



〔写真5-29〕 天守閣階段



〔図5-5〕 A地区動線整備案

(2) B地区の動線計画

- ・二の丸観光交流センターを軸に八陣の庭への誘導、本丸、八陣の庭から二の丸観光 交流センター、堀端へ誘導する動線の整備を進める。
- ・天守閣や石垣がよく見えるフォトスポット、ビュースポットの表示を進める。(図5-5)
- ・石畳舗装の補修を適宜進める。補修が困難な場合は再舗装も検討する。
- ・市指定文化財五風荘ならびに五風荘庭園及び国登録有形文化財自泉会館、さらに岸和田城跡周辺に分布する文化財と観光交流センターとを結ぶ周遊ルート(図5-8)を設定、整備し、岸和田城跡及び周辺地域の歴史を体感できるようにする。



[写真5-30] B地区石畳の通路



[写真5-31] サイン例

(3) バリアフリー計画

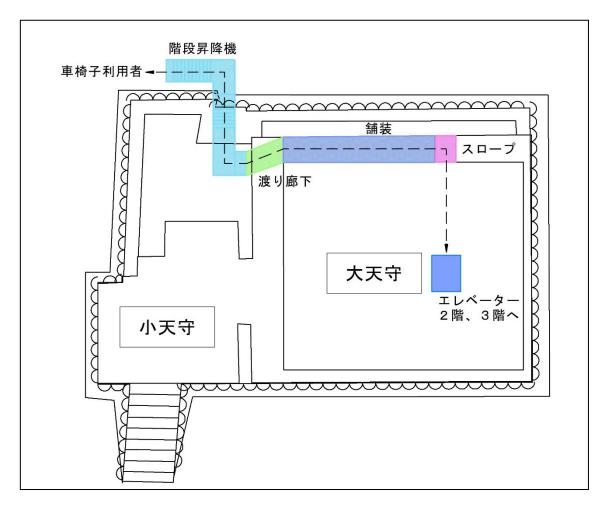
全ての来訪者が安全・安心に庭園の本質的価値を観覧できるよう、バリアフリー化を進める。

- ・全ての来訪者が安全・安心に天守閣に入場でき、天守閣から八陣の庭を俯瞰できるように、バリアフリー化を進める。具体的には内部にエレベーター、外部に階段昇降機等と渡り廊下を設置する。
- ・多聞櫓・隅櫓を八陣の庭の園路の一部として来 訪者を誘導するため、庭から多聞櫓側に仮設ス ロープを設け、段差の解消、扉の改修等を行う。

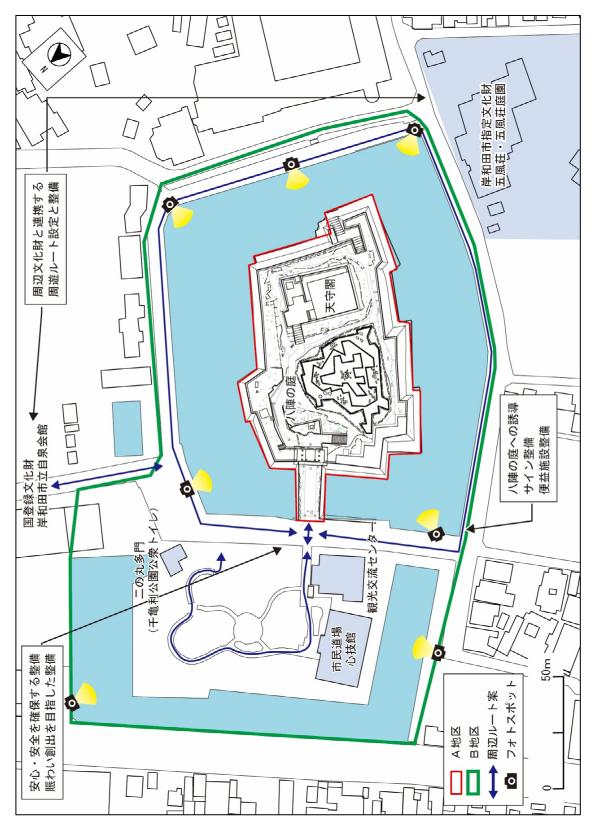


[写真5-32] 多聞櫓・隅櫓の入り口外観

- ・園路は一部が地道、砂利敷きとなっているため、景観に合致した舗装を行う。舗装 は現状のカラー舗装に合わせ、庭園を俯瞰した際にも目立たないようにする。
- ・地道部分は、現状でクスノキ等の樹根が横断し、凹凸があるため、樹木の処理が終わった後、地下遺構に影響のない範囲で抜根、整地したうえで施工する。



〔図5-6〕 天守閣内バリアフリー案



[図5-7] B地区動線整備案

5. 公開活用及びそのための施設、管理、便益、案内等に関する計画

天守閣の耐震対策等に伴い、公開活用のための施設について、その活用方針と方法を検討する必要がある。基本的にA地区に関しては、保存基準年の景観を維持し、既存の建物を活用する。また施設機能に関しては、天守閣から八陣の庭への眺望が庭園の重要な構成要素となることから、天守閣は八陣の庭の眺望施設に位置付けられる。

多聞櫓・隅櫓は、庭園の周遊を補完する必要性から、一部を八陣の庭の園路として 位置付け、八陣の庭と岸和田城自体の情報を発信する必要がある。

観光交流センターは、郷土の歴史の展示等、天守閣への誘導、市の歴史への導入等のガイダンス施設機能を設定する。

城門(櫓門)・土塀等管理・便益施設に関しては、現状を維持しながら、石垣等に影響がある場合は、必要に応じ改修、更新する。

上記は天守閣の耐震対策後、機能を入れ替え相互に補完する必要があるため、以下 に具体を示す。

【方針】

- ○天守閣、多聞櫓・隅櫓、観光交流センターは、天守閣の耐震対策等により展示機能 が維持できない場合は、展示機能の入れ替えを行い、相互に機能を補完する。
- ○天守閣が持つ資料展示ならびに収蔵機能は周辺施設に移転する。
- ○観光交流センターは、現在天守閣で実施している歴史資料の実物展示を実施する等、 施設の一部を資料館として活用する。
- ○多聞櫓・隅櫓の一部を、庭園を周遊するための園路と位置づける。
- ○多聞櫓・隅櫓は、現在天守閣で実施している実物展示を一部で行う。
- ○城門(櫓門)は貸し展示場や憩いの場、収蔵施設としての活用も検討する。
- ○土塀は来訪者の転落防止等、安全管理施設として維持する。
- ○市民道場心技館は、武道場としての機能を移転させる。
- ○二の丸多聞(千亀利公園公衆トイレ)は、便益施設として現状を維持する。
- ○工作物のうち不要なものは撤去を進め、サインは全体の意匠の統一を図る。

主たる機能別による計画

① 公開活用及びそのための施設

a. 天守閣

- ・天守閣は八陣の庭の眺望施設に位置付ける。
- ・眺望の意図を解説した説明板を設置する。
- ・バリアフリー化や耐震改修による活用スペースの減少状況によっては、パネル等でスペースに応じた展示を行う。
- ・実物展示は観光交流センターで展示するな ど、主な展示及び資料収蔵機能を入れ替え る。



[写真5-33] 岸和田城天守閣

・市民の意思で復興された最初期の戦後復興天守であることや図書館として市民により建てられた天守閣の歴史の発信を検討する。

b. 多聞櫓・隅櫓

- ・多聞櫓・隅櫓内の一部を園路として設定し、 園路の補完施設とする。現状では隅櫓の犬走 り部分が狭く歩行者のみしか、八陣の庭を回 遊できないため、新たに庭から多聞櫓側にス ロープ等を設け来訪者の周遊を促す。
- ・八陣の庭や重森三玲の解説展示等を行い、名 勝のガイダンス施設と園路を兼ねあわせた施 設として活用する。

[写真5-34] 隅櫓内部の現況

- ・隅櫓前から庭園と天守閣が同時に眺望でき、庭園と天守閣の一体化した価値を実感できる場所であるため、多聞櫓・隅櫓で、大屋霊城、重森三玲の城跡を守る考えを表示するとともに、池田谷久吉の独自設計という天守閣自体の価値を示すパネル等の設置も検討する。
- ・天守閣の機能移転結果によっては、実物展示も行い、収蔵機能も持たせる。

c. 観光交流センター

- ・天守閣展示機能、収蔵機能の移転を行う。
- ・郷土の歴史・文化・情報発信のガイダンス施 設として位置付ける。



〔写真5-35〕 観光交流センター内部の現況

〔表5-2〕 施設の機能別取り扱い

名称	耐震対策後の施設機能
天守閣	① 八陣の庭の眺望施設⇒重森三玲の作庭意図の実現(眺望解説と展示の実施)② パネル等スペースに応じた展示
多聞櫓・隅櫓	 ① 八陣の庭散策路(園路)補完施設 ⇒園路連結による庭の全周視認の実現(写真・八陣の庭解説パネル等) ② ガイダンス施設(名勝のガイダンス施設) ⇒岸和田城の歴史・天守閣自体の価値説明(大屋霊城→重森三玲→池田谷久吉の紹介) ③ 実物展示施設、収蔵施設
観光交流センター	① 展示施設・収蔵施設(郷土の歴史文化のガイダンス施設)⇒天守閣実物展示機能、収蔵機能の移転

② 管理・便益のための施設

a. 城門(櫓門)

- ・八陣の庭や他の建物と絡めた活用方法を検討する。
- ・2階の一部の貸室は引き続き貸室機能を維持する。
- ・来訪者の安全に配慮した整備を行う。



[写真5-36] 城門(櫓門)の現況 (出口方面)

b. 土塀

・引き続き安全のための機能を維持し、来訪者の転落防止等に努める。

c. 市民道場心技館

・岸和田市立社会体育施設再編第1期実施計画に基づき、武道場としての機能を他施 設へ移転し、供用廃止する。



〔写真5-37〕 土塀の現況



〔写真5-38〕 市民道場心技館

d. 二の丸多聞(千亀利公園公衆トイレ)

・現状の機能が維持できるよう管理する。

③ 案内・便益等の施設

a. A地区サイン

- ・八陣の庭の価値に関するサインは、現状の管理を進める。
- ・八陣の庭の価値の維持に関わらないサイン は、撤去または移設する。なお移設について関 係課と検討する。
- ・八陣の庭の価値の維持を目的とするサインの うち劣化したものは更新し、デザインや構造 等、景観に配慮したものとする。また、今後新 たに設置または更新するサインは、デザインや



[写真5-39] 八陣の庭の価値を維持する上で必要 なサイン(八陣の庭説明板)

構造等に配慮したものとする。サインは平成23(2011)年度設置の案内板(写真5-41)の意匠に統一『岸和田市サイン計画』及び『岸和田市公共サインガイドライン』『岸和田市色彩景観誘導マニュアル』等に基づくデザインを準用する。

b. B地区サイン

- ・賑わいの場の創出、岸和田城跡の歴史に供するサインは現状の管理を進める。
- ・今後新たに設置または更新するサインは、デザインや構造等に配慮したものとする。 サインは平成23年(2011)度設置の案内板(写真5-41)の意匠に統一、『岸和田市サイン計画』及び『岸和田市公共サインガイドライン』『岸和田市色彩景観誘導マニュアル』等に基づくデザインを準用する。
- ・ 賑わいの場の創出等に関わらないサインは、撤去または移設する。 なお、移設方針 及び移設場所について関係課と検討する。



振わいの場の創出、岸和田城跡の歴史 に供するサイン(岸和田城説明板)



[写真5-41] 賑わいの場の創出、岸和田城跡の歴史 に供するサイン(岸和田城説明板)

c. A地区工作物(ベンチ・照明器具等)

- ・複数のタイプがあるベンチは、八陣の庭の本質的価値の保全に影響があるものを除いて、現状の管理を進める。なお、き損等あるいは来訪者の利便に供することを目的にベンチを新設する場合は、現状のタイプ2を基準とする。
- ・庭園と天守閣の間にあるタイプ3のベンチに関しては、八陣の庭の景観にそぐわないため多聞櫓・隅櫓方面への移設を検討する。
- ・八陣の庭、岸和田城跡の歴史に関係する記念碑等は現状の管理を進め、判読の難しいものは QR コード等で説明を加える。
- ・八陣の庭、岸和田城跡の歴史に関係しない記念碑等は、撤去、移設の検討を行う。
- ・工作物は岸和田城の管理に必要なものに限り現状の管理を進め、内容更新が必要なものはQRコード等で更新内容を表示する。
- ・天守閣を照らす照明器具等は、順次省電力型のものに交換し、八陣の庭への照明は 今後の検討課題とする。







[写真 5-42] A地区内のベンチ 3 種(左より順にタイプ 1 からタイプ 3)



[写真5-43] 八陣の庭の価値を維持する上で必要 な工作物(指定標柱)



[写真5-44] 岸和田城跡の管理上必要な工作物 (照明施設)

d. B地区工作物(ベンチ・照明器具等)

- ・ベンチは、現状の管理を進める。なお、き損等あるいは来訪者の利便に供すること を目的にベンチを新設する場合は、岸和田城の景観に配慮したものとする。
- ・照明器具は、交換時に省電力型のものに交換する。



[写真5-45] 来訪者の憩いに必要な工作物(ベンチ)



[写真5-46] 岸和田城跡の歴史に関係する工作物 (岸和田城碑)

6. 公開活用に関する計画

八陣の庭は、重森三玲の作庭意図からも岸和田城跡の「保存」と、庭園自体の「活用」を目的とした、「保存と活用」が目的の庭である。そういった庭園の特性からも、庭園と絡めた城跡の活用を進める必要がある。

A地区では、八陣の庭と岸和田城跡のもつ本質的価値の維持ならびに天守閣等の保全を含めた市民意識の醸成に向けた公開活用を進めるものとする。具体的には表5-3で示す、これまで八陣の庭や天守閣を舞台に行ってきた各種イベントや、八陣の庭の芸術性や歴史的背景を活かしたイベントならびに、八陣の庭の保護・活用を担う人々の育成を目指した新たな取り組み等を、関係課ならびに関係団体と検討、実施する。

B地区では、これまで行ってきた取り組みを基本に岸和田城跡や八陣の庭ならびに 岸和田の歴史等を活かしたイベント等を行い、賑わいの場及び市民の憩いの場の創出 を目指す。

【方針】

- ○八陣の庭が持つ高い芸術性や八陣の庭と天守閣が持つ本質的価値を中心に置く。
- ○城跡の保存と活用の先駆けとして、これまで実施してきた活用例を現代に置き換え 昇華させた活用を目指す。
- ○内容が八陣の庭と岸和田城跡の価値を高めると判断される取り組みは、市の共催事業として積極的に支援する。
- ○マスコミや市広報や SNS 媒体等、様々な媒体を利用した情報発信を行い、八陣の庭等の公開活用を広く周知する。
- ○市民や産業界、学校教育・社会教育と連携し、新たな岸和田市の歴史文化の創世、 次代の文化財後継者の育成等を目指す。



[写真5-47] サイン(例)



[写真 5 - 48] 八陣の庭を紹介するパンフレット



[写真5-49] 砂紋描きの様子



[写真5-50] 活用イベント(イルミネーション)

〔表 5 - 3〕 これまでの活用事例

生け花会	重森は作庭直後に自身の生け花会を開催
創作美術展示	重森自身の手による創作美術展示を開催
バレエ撮影会	重森開催によるバレリーナ撮影会
日本舞踊	重森由郷による日本舞踊会
お城まつり (今年で67回を数える春のイベント)	・八陣の庭イルミネーション・ぼんぼり点灯・スタンプラリー・提灯絵付け実演・体験・甲冑体験
高校生和太鼓実演	名勝指定記念の高校生による庭園を使っての和太鼓演奏
ファッションショー	名勝指定記念の庭園を使ってのファッションショー
参城キャンペーン	大坂城・尼崎城と連携したイベントやスタンプラリー等
こなから音楽祭	八陣の庭にて声楽、創作舞踊を実施
砂紋描き体験	お城まつりにあわせて定期開催
庭園インスタレーション	八陣の庭と岸和田城をつなぐ光のインスタレーション

7. 周辺地域の環境保全に関する計画

周辺地域における計画

多くの人が利用する場として、歴史を体感してもらうと共に都市公園としての環境 に配慮した整備を行う。

【方針】

- ○堀の水環境と景観の保全に努める。
- ○昭和初期からの「城址公園」としての歴史を持つ堀端であり、全ての来訪者が安全 安心に憩える場として、賑わいやうるおいを演出できる整備とする。
- ○観光客の周遊、誘導のための道路整備を行う。

a. 堀の浄化等

- ・堀の水環境と景観の保全のために必要な調査・検討を行う。
- ・生活環境に影響を及ぼしているヘドロ堆積削減に向け、堆積の一因となっている堀 内の外来種水草の駆除を行う。
- ・堀内の植生を安定化させるために、今後、堀への外来種新規持ち込み禁止啓発を強 化する。

b. 堀端の整備

・堀端は現状維持とするが、堀端南側が急な階段でありスロープを設ける空間も無く、バリアフリー化が困難であるため、車イス等が完全には周遊できない等、サイン表示して、バリアフリーの代替とする。



[写真5-51] 堀端の状況

c. 交通

・石畳の劣化、き損に対して舗装の接着の改良等を行う。また、今後は補修または再 舗装など景観上配慮した施工方法を検討し、道路を維持する。

8. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

岸和田城跡が辿った歴史を知る上で、城内及び城周辺の文化遺産は欠かせないものである。また、江戸時代以降の岸和田城がもつ歴史の重層性を理解するためには、城 周辺の文化財との連携は重要である。

具体的には、戦前の本市ならびに泉州地域を代表する近代和風建築であり日本庭園である市指定文化財五風荘ならびに五風荘庭園、同じく文化ホールとして建設された国登録有形文化財自泉会館等と連携し、岸和田城跡及び城跡周辺の歴史的変遷及び、現代的枯山水庭園の作庭に至るまでの文化的背景を周知する機会とする。

【方針】

- ○城周辺に点在する近代の建造物等を取り上げて、城周辺の歴史が感じられるルートを提示する。
- ○五風荘や自泉会館等、戦前、戦後に岸和田の 経済を支えた寺田家ゆかりの建物・庭園を紹 介し、近代の文化財が生まれる素地が岸和田 に存在したことを発信する。
- ○五風荘と庭園を併せた情報発信等、文化財の 有機的活用を行う。



[写真 5 -52] 国登録文化財 自泉会館

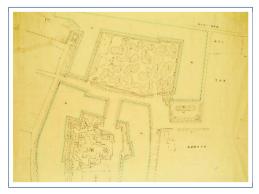
- ○名勝庭園での連携、五風荘庭園の苑池式庭園と 国登録文化財 目录会報 八陣の庭の枯山水庭園という対照的な関係性の庭園をテーマとした周遊コース等を 設定する。
- ○自泉会館や五風荘等の近代の文化財を活用し、岸和田市ならびに岸和田城跡の変遷 等を理解する。

泉州・岸和田の庭園文化

岸和田には城を永遠に保存することを目的とした八陣の庭、財閥邸宅であり泉州の茶の湯の文化を具現した五風荘庭園と茶室、また企業別荘の庭園、個人宅庭園などの庭園が存在する。また未完だが重森三玲の設計で、岸和田城二の丸に植物園風の庭園を造る計画もあった。当設計は八陣の庭に比して、都市公園の要素が強く、大屋霊城からつながる二の丸公園の位置づけを考えるうえで、重要であると考えられる。



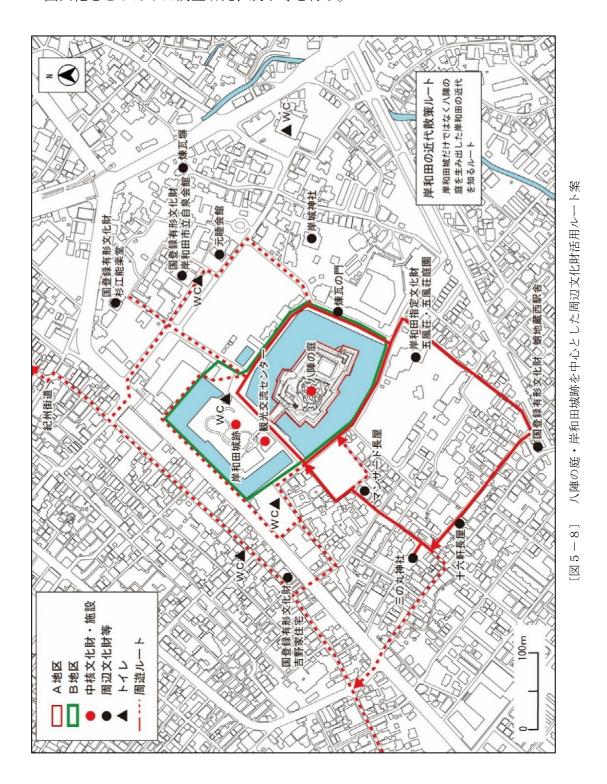
市指定文化財五風荘庭園



[写真5-54] 未完の二の丸庭園設計図 写真提供: 重森家

さらに個人所有の庭園だが岸和田市内には重森三玲作の「旧片山氏庭園」が存在する。こういった岸和田がもつ庭園文化の代表的庭園が連携し、岸和田における高度な庭園文化が存在することを周知する必要がある。

- ・五風荘や五風荘庭園等の公開見学等を関係機関と検討する。
- ・五風荘・自泉会館をはじめとした城周辺の文化財をつなげた周遊見学ルートを設 定・整備する。
- ・五風荘庭園と八陣の庭、この対極に位置づけられる庭園をはじめとする岸和田の庭 園文化をとりあげた調査研究、展示等を行う。



9. 管理・運営に関する計画

『保存活用計画』で触れたとおり、八陣の庭の保存・活用にあたっては、行政・市 民・有識者・関係諸団体の連携が不可欠である。

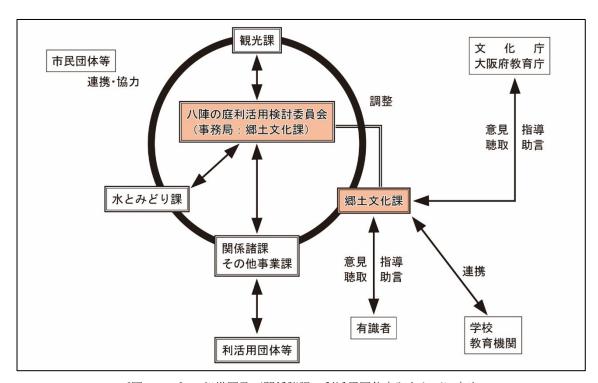
特に八陣の庭が所在する岸和田城跡は、八陣の庭をはじめとする様々な施設等が存在しており、それら施設等を所管する部局も多岐にわたる。八陣の庭及び八陣の庭と一体の存在である天守閣の整備をすること、さらに岸和田城跡の保存・活用を円滑に進めていくためには、関係部局が本計画の目的を理解し、連携をとりながら進めていく必要がある。

【方針】

- ○八陣の庭の本質的価値の保護と岸和田城跡を保全する整備、保存活用、管理運営は、 郷土文化課及び水とみどり課及び観光課(以後、城3課という)が主体となって行う。
- ○庁内関係課が城3課に連携・協力して八陣の庭と岸和田城跡の保存活用に努める。
- ○八陣の庭と岸和田城跡の保存活用は、市民の協力を得て行う。
- ○八陣の庭に関する資料の管理、保存・公開を行う。

【方法】

- ・城3課が八陣の庭ならびに岸和田城跡の整備、保存活用、管理運営の各方面の窓口 になって、各所掌事業を推進する。
- ・庁内が一体となって八陣の庭ならびに岸和田城跡の管理等が進められるよう、「八陣の庭利活用検討委員会」を庁内に組織し〔図5-10〕〔表5-4〕、当該組織にて取り組み等を調整する。
- ・「八陣の庭利活用検討委員会」の運営は、城3課の内、郷土文化課が中心となって行う。



〔図5-10〕 組織図及び関係諸課・利活用団体内訳ならびに内容

〔表5-4〕 関係諸課ならびに整備関連事務内容

水とみどり課	都市公園の整備・施設管理・活用/堀の環境保全
観光課	城内建造物の管理・活用・整備
郷土文化課	府史跡、国名勝の保存管理・活用・整備・調査/歴史的景観保全
その他岸和田城跡 整備に関係する内 容	都市公園、景観、広告物 自泉会館管理、文化事業 バリアフリー等 市民道場心技館 域内道路 堀の環境、水質、ゴミ等 企画イベント関係 災害対策、災害復旧 施設整備等 市役所新庁舎建設 観光、観光企画、各施設指定管理者 観光ガイド、観光ツアー

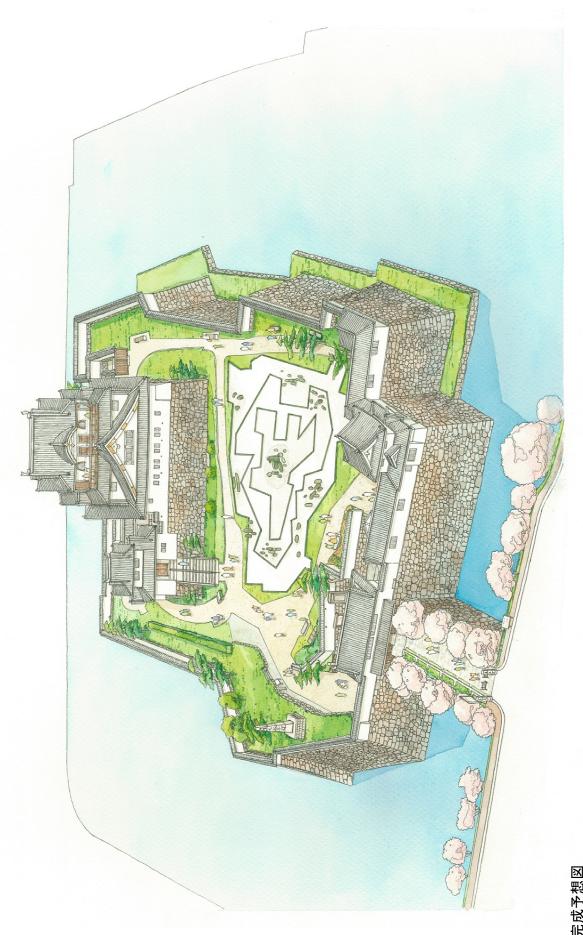
10. 整備事業計画

(1)優先順位に基づく事業計画

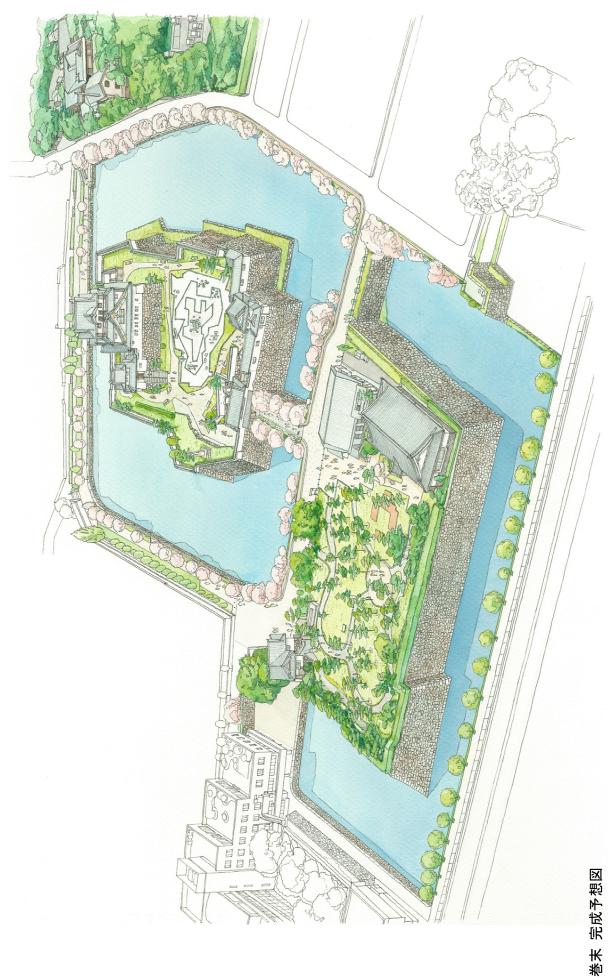
でロ	要素	短期							中期・長期	
項目		R 6	R 7	R8	R 9	R10	R11	R12		
	庭園									
	景石	日常管理(異常	日常管理(異常を確認した場合は、適宜、補修)							
	白砂	日常管理	常管理 白砂調査 自砂・腐葉土・庭園構造 白砂の追加 白砂の追加 日常管理 (上段) (中段) (下段)							
/0	芝生	日常管理(除	日常管理(除草等)							
保存	天守閣									
のた	耐震補強工事	日常管理			実施設計	実施設計	施工	公開・活用		
めの	天守台石垣	日常管理(異常	常発生時、適宜	宜補修)	*					
整備	石垣	日常管理(石垣	日常管理(石垣隙間拡大部分にガラス管設置・異常を確認した場合は、適宜、補修を行う)							
VHI	園路	日常管理(異	常発生時、適	宜補修)			実施設計	園路バリア フリーエ事	日常管理	
	植栽									
	A区樹木	日常管理	伐採・剪定	伐採・剪定	伐採・剪定	日常管理				
	草本(A区、堀)	日常管理(除	草等)							
	公開活用及びそのための施設									
	天守閣・小天守	一般公開				実施設計	施工	一般公開等		
	多聞櫓・隅櫓	一般公開		実施設計	施工	暴露期間	搬入	一般公開		
活	観光交流センター	休憩施設活用		実施設計	施工	暴露期間	搬入	一般公開		
用の	城門(櫓門)	貸室						活用(貸室)		
ため	土塀	日常管理(異常発生時 適宜補修)								
の整	A区サイン	日常管理(異	常発生時適	宜修理)						
備	A区工作物	日常管理(異	常発生時、適	宜修理)				ベンチ移設・	不要工作物の撤去等	
	公開活用									
	砂紋描き体験	定期開催								
	お城まつり	定期開催								
その他	八陣の庭利活用委員会	委員会立ち上	げ・運営							

事業計画

- ○本計画では、本質的価値を構成する枢要の諸要素の保護のための整備、本質的価値に連続する価値を構成する諸要素の保護のための整備(以上が主に保存のための整備)、活用のための整備の優先順とする。
- 〇非常災害の為に必要な応急措置(文化財保護法 125 条1ただし書き)は、保存活用計画で定めた通りの対応を行う。また不測の事態、災害、急激な気候変動等が発生した場合は、その規模、緊急性に応じ本事業計画外で対応するため、優先される場合がある。



卷末 完成予想図 近景



8木 元及予您於遠景

岸和田城庭園(八陣の庭)整備計画

令和6年3月31日 発行

編集・発行 岸和田市教育委員会

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号

TEL 072-423-2121 (代表)

印 刷 有限会社宏正印刷